

第2回定例会会議録

令和7年 6月 3日（火）

開 議 午前10時00分

○議長（荻原謙一君） これより本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

―――日程第1 一般質問―――

○議長（荻原謙一君） 日程に従い、これより一般通告質問を行います。

順次発言を許可します。

なお、本日の一般質問の質問者は午前2名、午後2名の計4名とします。

頁	通告番号	氏 名	件 名
48	1	尾 関 充 紗	いわゆる「不登校」の子どもたちへの対応について
			性に関する様々な要素を総合的に取り扱う「包括的性教育」について
65	2	内 堀 喜代志	農業施設の更新整備について
			投資と効果から見たUターン政策について
73	3	中 山 温 夫	第9期介護保険事業計画における要介護認定の重度者支援と地域支援事業の展開について
			御代田町こども家庭センターの事業について
85	4	森 泉 謙 夫	こどもの交通安全について
			政策推進課で行う業務について
			建設水道を巡る足元の課題について

通告1番、尾関充紗議員の質問を許可します。

尾関充紗議員。

（2番 尾関充紗君 登壇）

○2番（尾関充紗君） 通告番号1番、議席番号2番、尾関充紗です。

今回の定例会は、現構成最後の定例会ということで、この4年間、コロナ禍をはじめ、本当にいろいろなことがありました。10年にも感じる4年間の最後に、一番手で私の質問を聞いていただけるありがたさをかみしめながら、質問に入らせていただこうと思います。

今回は、いわゆる不登校の子どもたちへの対応について、そして、性に関する様々な要素を総合的に取り扱う包括的性教育について質問いたします。

この二つのテーマは、当町最年少議員である私が、小中学校であった頃とすら、価値観や方針が大きく変わっています。教育現場の今、そしてこれからを、この質問を聞く皆さんに知っていただき、子どもたちの未来を支える教育の在り方を共に考え、よりよいまちづくりにつなげたいという思いで質問をさせていただきます。

では、まず1件目、いわゆる不登校の子どもたちへの対応についてお伺いいたします。

文部科学省は、平成28年、2016年の通知で、不登校を問題行動と判断してはならないと明確に示しています。学校に通えない、また通いづらい子どもたちに対する支援の課題は、出席日数ではなく、教育機会の確保と寄り添いにあります。

子どもが、自分が駄目じゃないと感じられるためには、町の考え方も一つの鍵となりますが、学校に通えない、また通いづらい子どもたちに対し、町教育委員会はどのように捉え、向き合っているのでしょうか。まずは、基本的な捉え方、考え方をお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 砥石教育長。

（教育長 砥石順一君 登壇）

○教育長（砥石順一君） お答えします。

先ほど説明があったように、不登校については、文部科学省が平成28年9月14日通知で、「不登校児童生徒への在り方について（通知）」の（3）において、不登校とは、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、その行為を「問題行動」と判断してはならないというふうにしています。

また、文部科学省では、令和1年10月25日通知、別記1において、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、学校以外の施設におい

て、相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いにすることができるとしています。

また、令和7年度長野県高校入試から、高校入試調査票における出席日数の記述欄が削除され、出席日数での不利益は生じないとしています。

ただ、このような通知があったからとか、または制度だからというわけではなく、学校に通えない、通いづらい、通わない児童生徒であっても、保護者や地域、そして何より学校や教師にとって大切な存在です。

また、教師であるからこそ、どの児童生徒に対しても、考えや思いを尊重し、夢の実現に向けて支援をしてきています。

したがって、学校に通えない、通いづらい、通わない児童生徒に対して、登校を無理強いすることはなく、あくまでも児童生徒の気持ちに寄り添って、必要な支援をすることが大事であると考えています。

そして、学校に通えない、通いづらい、通わないことに罪悪感を持つことなく、自分らしく社会生活に参加していく力を身につけるために、どのような活動が必要で、その活動を行う場所はどこが適切であるか、を明確にしながら支援することも大切です。

このような考えの下で支援を継続すると、時間は各個人様々ですが、どんな子でも必ずやりたいことを見つけ、夢中になって取り組みます。そして、徐々に自分を表現しながら友達を求める気持ちが強くなり、友達や教師、それから学校との関わりが増えてきます。

だからこそ、子どもに寄り添い、共に活動しながら、児童生徒一人一人の個性にあわせ、将来を見据えながらその子らしく社会参加ができるよう、物事に対する興味・関心を高め、社会生活に自分らしく参加できる力を身につけられるよう支援をしてきています。

学校は本来楽しいところであり、子どもも教職員も笑顔で登校し、明日に期待を持って下校することができる場所です。そして、同年代や異年齢学年と活動することにより得られるルールやマナー、そして集団で学ぶ楽しさ、集団における自分の位置の取り方、また人との距離の取り方等を学び、何度失敗しても、先生の支援や友達の協力により安心して再挑戦できる場所は、学校でしかありません。

だからこそ、学校は友達や先生、遊びや部活、学習等魅力を感じ、楽しいと実感

できる環境をつくり、学校に通えない、通いづらい、通わない日が長期に渡らないようにすることが、重要かつ大切であると考えています。

児童生徒一人一人が楽しく喜んで登校できる、安心安全で楽しい学校であり、全ての児童生徒が自分らしく社会参加をする力を身につけられるよう、物事に興味・関心を高め、意欲と力をつけられる支援することができるのが学校であって、そんな学校や教職員を支援し、応援できる教育委員会でありたいと考えています。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 学校に通わない、通えない子どもたちを肯定しつつも、学校をよりよい環境にし続ける努力も怠らないという姿勢を感じました。

いわゆる不登校は、どの子どもにも起こり得るものであり、それ自体は特別なことでもなく、あくまで教育を受ける際の一つの形に過ぎないという感覚でいるべきと考えます。子どもたちがどこで学んでも尊重されるべきであり、このような観点からも、学校に通わない、通えない子どもたちが、成績や進学で不利になってはいけません。

先ほど教育長の答弁でも少し触れていただいておりますが、改めてより詳細な内容をお答えいただければと思います。現在、通知表や進学に関わる教科に出席日数の影響はあるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えいたします。

学校の通知表には、生活の記録の意味で出席日数を記載する欄がありますが、その日数が直接成績に影響することはありません。

しかし、日々学校では、子どもたちにバランスよく、1点目として知能や技能、2点目として思考力や判断力、表現力など、3点目として学びに向かう力、人間性など、これら3つの資質、能力を身につけてもらうために、学習する单元の中で指導項目を適切に配置しているため、出席日数や教科の内容によっては、評価しきれない観点があることも事実です。

また、先ほど教育長の答弁にありましたが、高校入試調査書における出席日数の記載欄は削除されており、出席日数での不利益は生じないこととなっております。

なお、現在は、個々の児童生徒の多様なニーズにあわせた学びの提供の観点から、学校に通わなくても、フリースクールなどの民間施設の利用、また自宅学習など様々な学びの場が存在します。

小中学校在籍の不登校児童生徒が、欠席中に行った学習を適切に評価するため、文部科学省から、欠席中の学習を評価する場合の告示交付されております。これに基づき、在籍校の教育課程に照らし、欠席中に行った学習、例えば教室に入れなくても、オンラインで授業を受けたことなどの評価についても、本人及び保護者と連絡を取りながら取り扱っている状況でございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 教育機会確保法では、不登校の子どもたちの教育機会の確保と、子どもたちの休養の必要性を踏まえ、状況に応じた学習活動の支援を求めています。

そして、これは逆に言えば、子どもたちは、たとえ学校に行かない選択をしても、教育を受けること自体は放棄してはいけない、すべきではないということにもなると考えます。

学校に通うことと、教育を受けることは別の問題として捉え、子どもたちには教育を受ける権利があり、その保護者には教育を受けさせる義務があることも忘れてはなりません。

こうしたことから、ただいまの答弁の中で、出席日数は評価に影響しないとしながらも、欠席中の評価についても言及していただいたことは、意義のあることと感じました。学校に行けなくても、自分の頑張りをきちんと評価してもらえることは、子どもにとってやる気につながるはずです。

先ほど、評価しきれない部分がどうしても出てきてしまうというような答弁もあったかと思いますが、今後もさらに子どもの個性にあわせた評価方法が深まることを期待します。

次に、学校に通えない状況にある子どもたちの中には、本当は学校に通いたいと思っている子どもたちも多くいることも事実かと思えます。子どもが学校を休み始めたとき、早い対応が子どもや保護者の信頼を築きます。

ここで、これまで通学していた子どもが欠席し始めた際の実際の対応がどのようになっているのか、お聞きいたします。

○議長（荻原謙一君） 砥石教育長。

（教育長 砥石順一君 登壇）

○教育長（砥石順一君） それでは、お答えします。

まず、4月、5月の町内3校校長会におきまして、欠席した児童生徒に、友達や教師からの温かな一言がある連絡カードが渡るようにすること、2日連続で欠席した児童生徒には、担任が必ず電話で様子を確認すること、3日連続で欠席した児童生徒には、家庭訪問を行うことを確認し、お願いをしてきました。

また、3日以上欠席が続いた場合には、その児童生徒に応じた家庭連絡を行い、家庭において、特に心理的な不安を持つ不安定な児童生徒については、担任が寄り添いながら気持ちを十分に受け止め、必要に応じてスクールカウンセラーや町の心理士と早期につなぐようにしています。

このことは、以前から各校長先生方をお願いしてきた経過がありますが、年度当初であることから、4月、5月の町の3校校長会で再確認をして、徹底できるようにお願いしたところでございます。

そして、特に力を入れてほしい点として、子どもたちが学校に通いにくい状況には様々な要因がありますが、まずは、担任や教科担任、部活担当の先生など、つながっていることがまず大事であり、学校に相談窓口を設け、教育支援相談員による相談を充実することを伝えました。

また、先生方が教室を退室するときには、机の整理、整頓をして、落書きがされていないか、または机の中が整理されているかどうかを確認して、児童生徒の状況をつかむことが必要であるということも伝えております。

そして、児童生徒の下校後に靴箱の点検を行い、子どもたちが落ち着いて帰ることができたか、靴にいたずらされていることがないかという、いじめ対策も視野に入れながらの状況を同時に把握することも、そして、下校時に児童生徒を笑顔で返すことができるように、温かな言葉を声がけすることをお願いしてきております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 正直、私が小中学生であった頃からは考えられないレベルの手厚い対応をしていただいていると、子どもたちの小さなSOSを見逃さず、信頼関係を築こうとする町の姿勢、感じました。引き続き期待したいと思います。

学校ではない場所で学ぶこととなった子どもたちの学びたいという意欲を膨らませていくことは大切なことであり、フリースクールなども学校と同様に大切な学びの場であることを、我々大人も理解し、子どもたちに伝えていかななくてはなりません。

当町では、フリースクールなどで学ぶ子どもたち、また、フリースクールなど、その場所自体にどんな支援をしているのでしょうか。小中学校ではない場所で教育を受けることを選択した子どもたちへ、また、その場所に対する対応や支援策を伺います。

○議長（荻原謙一君） 砥石教育長。

（教育長 砥石順一君 登壇）

○教育長（砥石順一君） お答えします。

まず、小中学校でない場所で教育を受ける選択をした児童生徒に対しまして、学校では、適宜電話連絡や家庭訪問を行い、学校と切れない、切らないようにしてきています。必要に応じてタブレット等によるオンラインの支援も行っています。

また、登校した場合には、直接教室に行くことなく、居場所があるよ、対応する職員がいますよということを伝えてきています。

また、児童生徒が他機関で学習している場合は、その場所へ訪問し、児童生徒の様子をお聞きしたり、時には一緒に活動したりすることができるよう、担任が訪問すること、さらには、その施設から要望がある場合には、内容に応じて学校独自、または場合によっては、教育委員会ができる範囲で対応をしています。

例えば、過日、学校との連携を強化したいという申入れがありましたので、各学校の特別支援コーディネーターを窓口として連絡が取れること、全体に関することに関しては、教育委員会に連絡をしていただければ対応すること、必要に応じてこちらのほうも訪問して、様子を把握することを確認しております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 現在、当町には学校以外の子どもの居場所が民間団体の大変なご尽力の下、存在しておりますが、中でも、面替で活動されている「おもがえっこ」は、信州型フリースクール認証制度に認証されており、フリースクール部門「大星クラス」を運営しています。

この信州型フリースクール認証制度とは、県内のフリースクールなどを認証し、財政支援などを実施する、令和6年4月に県で創設されたものであります。このような県から認証を受けているフリースクールであっても、おもがえっコさんのホームページには、運営資金が非常に厳しい状況であるという記載もされていました。

改めてお伺いしますが、小中学校ではない場所で教育を受けることを選択した子どもたち自身への対応は、できる限りのことを考え続けてくださっている印象であります。

一方で、その場所であるフリースクールなどに対する具体的な支援策については、もう少し伺いたいと思いますが、町教育委員会の考えいかがでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 砥石教育長。

（教育長 砥石順一君 登壇）

○教育長（砥石順一君） 子どもたちが通う学校以外の県内フリースクール等の民間施設を承認し、財政支援を実施する信州型フリースクール認証制度によって、3年間有効であることは承知しております。

しかし、私の気持ちの上では、3年間で財政支援が打ち切られるとも感じております。また、「3年間財政支援をするので、その3年間でフリースクール等、継続できるような施設となるようにしてください」というような気持ちが込められているのかなとも取れます。

御代田町として、フリースクール認証団体であっても、これから認証制度を使う予定のある団体や、または認証は得ないけれども、子どもたちの居場所として活動するところもあります。それぞれが、大事な子どもたちを受け入れていただいている場所でありますので、相談や要望のある場合には、対応していく必要があると思っております。

そこで、相談や要望がある場合には、その内容を正確に把握し、対応できることは対応する、対応できないことは、対応できないということを明確に説明しながら、対応できることについては、誠意を持って対応していくつもりであります。そのためにも、要望事項等を、形式は問いませんが、簡潔でいいので、紙面にさせていただいて、相談に訪れていただければいいかな、そんなようなことを思っております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○ 2 番（尾関充紗君） 教育長の分け隔てない、それぞれの子どもの居場所に対するお気持ち伝わってまいりました。

つい先日、5月30日の東洋経済オンラインの記事で、このような記事がありました。

「こども食堂から一線を引く。こども食堂の名付け親が決意した背景。ボランティアでできる支援には限界がある」という見出しの記事で、「こども食堂」の名付け親で、13年前に東京都で、「だんだん こども食堂」を始めた近藤博子さんのお言葉が、そこには並んでおり、その中で失礼ながら、抜粋して紹介させていただきますが、「地域力、居場所づくりと言いますが、そんな生やさしいものではないです。そういうことを行政の方も知ってほしい。あなたたちはお仕事ですが、私たちはボランティアだということを忘れないでほしい。こども食堂は行政の下請けではありません。そして、日本の体制って、国民をタダ働きさせるようにできているのではないかと思うこともあります。国民の善意を利用して、これはいいことですから、みんなで頑張ってください。頑張りましょうと。あおってきたんだなと私は思います」という厳しいお言葉がありました。

この記事、ぜひ皆さんに全文を読んでもらいたいのですが、私はフリースクールに対しても同じように考えています。

国は、不登校を問題行動でないといい、フリースクールを、教育を受ける場として認めており、子どもの状況に応じた学習活動などが行われるよう支援を行うことを求めているのに、フリースクールへの財政支援を行っていないというこの矛盾、これは本来であれば、国が解消すべき問題であると私は考えます。

その上で、一つの支援の形を示した県の信州型フリースクール認証制度も、大変ありがたいものではあるのですが、先ほど教育長もおっしゃっていたとおり、こちらでも3年間で財政支援が終わります。

国の対応が遅れている以上、各自治体が行動を起こし、継続的かつ具体的な支援策を国に示していく必要もあると思いますが、この点を含めまして、改めてフリースクールなどに対する具体的な支援策について、今度は町長のお考えをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えをいたします。

教育の話に入る前に、ご質問の中で、町民によるボランティアについての考え方が述べられておりましたので、私なりの考えをお返ししたいと思います。

いわゆる子ども食堂は、町内において、現在はボランタリーに運営されているわけですが、それ以外にも、役場等公的な業務とつながった任務の多くが、ボランティアの皆さんにより担われているところです。例を申しますと、罪を犯した人の公正をお手伝いする保護士、住民のあらゆる困り事をサポートする民生・児童委員、防犯協会や交通安全協会等、上げれば切りがないくらい多くの大変重要な任務が、ボランティアによって成り立っているわけであります。

また、消防団員には、報酬があるにはありますけれども、役職のつかない団員の報酬は年間3万円、1日100円足らずです。以前より高くしましたけれども、実質的には、ほぼボランティアであると思います。

それぞれの任務がボランティアである理由には、それぞれの歴史的背景があると捉えています。例えば、保護士については、自発的な善意を出発点とすべきだという理念により、有償ではなく、あえて無償で担っていただくことに価値があるという考え方が根強くあります。

ただ、私は、こういった任務をボランティアにより担っていただくことには、限界が来ているのではないかと考えています。一つには、社会情勢の大きな変化があります。厚生労働省の統計によりますと、夫婦ともに非雇用者である、いわゆる共働き世帯の数が、今から45年前の昭和55年には614万世帯でありましたが、令和4年には1,262万世帯と倍以上となっています。

その一方で、男性の非雇用者といわゆる専業主婦の組合せの世帯は、昭和55年には1,114万世帯でしたけれども、令和4年には半分以下の539万世帯となりました。

昨今、PTA活動の難しさもよく言われるようになりましたが、こういった共働き世帯の大幅な増加が要因の一つだと考えるのは、自然なことだと思います。また以前は、55歳とか60歳とか、定年になれば機械的に所属する企業や団体から離れ、まだまだ元気な状態の人が地域に多数いらっしゃいました。かつては、今よりも自営業者の割合が高かったことも、ボランティアを担える人材が豊富だった要因の一つだったと思います。

しかし、現在は、働きたければ、65歳でも70歳でも働ける場所が豊富にあります。そのこと自体は大変よいことでもあります。その分、元気なうちに地域の活動を担う余裕のある人が、どんどん減ってきているともいえます。

したがって、地域での活動も、働くのとどっちを選ぶかといった比較検討がなされやすい状況になっています。

今後、様々な地域活動について、処遇面の検討が必須になってくるのではないかと思います。また、役場の内部のみならず、DXを進めていかななくてはならない部分も幅広く出てくると考えております。

さて、フリースクール等に関する支援策についてであります。たまたま先日、子ども食堂や学校以外の学びの場を提供している皆さんが、どんな支援を望んでいるのかの把握や、横のつながりを強化していただくことを目的に、協議会の設立を準備していこうという話を、庁内でしたばかりであります。

主に関わりが出てくるのは、教育委員会、町民課、保健福祉課あたりかなと思います。まずは、それぞれの団体が自由に始めたことだということではなくて、御代田町の子どもたちのために、公的な役割を担っていただいていることを正当に認識し、である以上は、正当にサポートしていくべきであるという考え方を、前に進めていかななくてはならないと考えております。

まずは、現状把握から始めて、どういった支援がふさわしいのかを考える必要性を強く感じているところですので、まずはそういう場をつくっていくということで、ご理解を賜われたら幸いです。

また、町の教育委員会なりは、どうしても学校教育を中心に据えがちなんですけれども、大人になっても学び続けることは、仕事においても、張り合いをもって地域で暮らす上でも、大事なことだと考えています。

私自身も先日土曜日に、教育や防災、医療、DXについて、先進事例を勉強してまいったところでもあります。学校でしか学習できないわけではないという考え方を共有していくことも、大事と考えているところでもあります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 私は報酬が最低賃金未満の場合は、たとえ有償であっても、ボランティアだという認識をしていただければと考えております。

今の時代に必要不可欠な役割ですら、国や各自治体の力が至らなかったために、皆さんの善意で補っていただいているという前提、またもっと言えば、ボランティアで協力してくださっている方々は、純粋な労働時間を削って奉仕しているという感覚を、忘れないでいただきたいと思います。

次に、子どもたちが進学や将来の夢を考えるとき、自分のペースで選択肢を広げられるような支援が欠かせないと考えます。当町の学校では、フリースクールなどで学ぶ子どもたちへ、進路の相談や指導はどのように行っているのでしょうか。具体的な方法を教えてください。

○議長（荻原謙一君） 砥石教育長。

（教育長 砥石順一君 登壇）

○教育長（砥石順一君） お答えします。

通常は、進路相談や進路指導については、個別懇談会を中心に行っております。また、必要に応じて個別指導をしてまいってきています。

学校に通えない、通いづらい、通わない等の児童生徒においては、個別懇談の時期にあわせ、事前に家庭訪問や電話にて希望を把握し、個別懇談会当日に備えて希望する進路の情報を用意して、十分相談に対応できるように準備し、実施しております。

また、連絡事項がある場合には、電話や家庭訪問において、児童生徒とコンタクトを取りながら、進路について話題にして、本人の気持ちや思いを把握するように努めています。

ただし、個別懇談会に参加できない児童生徒もいますし、面談できない場合もあります。また、懇談会中の状況によっては、負担感が強くなり、話さなくなってしまうこともありますので、進路については、常日頃から話題にしているところでもあります。

また、進路相談や進路指導において、必ず本人の希望を確認すること、保護者の希望を聞くことを通して、本人の気持ちを優先しながらも、保護者と合意形成を行い、進学先や就職先の情報を共有するとともに、本人や保護者による学校や職場見学や体験活動を進め、必要に応じて担任も同行しながら、学校・職場体験を行っております。

特に、学校に通えない、通いづらい、通わない等、児童生徒の高校進学や就職に

において、高校進学、それから就職がゴールではなくて、進学した高校に通い続けることができるかどうか、それから、就職した場所で生きがいを持って働くことができるかどうか、これら将来の姿を視野に入れながら、丁寧に進路相談を進めているところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 先ほどより、本当に子どもたちの目線に立って考え、実行してくださっていると感じました。

一方で、不登校に対する偏見は、現在でも残っており、そのことから苦しむ本人、そして、ご家族も悩まざるを得ない状況はまだまだ続いております。

不登校は問題行動ではないという考えを、今後もしっかりと広めていくことができれば、保護者と子どもの悩みが一つ軽減されることになると考えます。

不登校は問題行動ではないことの、子どもたちへ、また保護者への周知について、町教育委員会では、どのように考えていますでしょうか、お聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、文部科学省は、不登校とは、多様な要因・背景により、結果として、不登校状態になっているということであり、その行為を問題行動と判断してはならないとしています。

しかし、不登校児童生徒が悪いという根強い偏見が、今も残っていると思われま

す。そこで、どう周知していくかを考えたとき、まず最優先は、子ども本人やご家族、関係の皆様が、学校に通わない、通えないことに、罪悪感を持つことのないよう、そこに届くように、例えば講話など実施してはどうかと考えています。

その場合は、PTA総会や校長講話などの際に、専門的な知識をお持ちの講師をお招きし、お話しいただくことで、不登校に対して理解を深め、もしその場で直接聞けなかったとしても、何らかの形で届けることができれば、少しでも不安など取り除けるのではないのでしょうか。

そして、不登校を身近に感じている方、また関心をお持ちの方への取り組みを中

心に徐々に進め、その後、多くの皆様への周知を進めていければと考えているところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 子どもたちが、自分はここにいていいと感じられる町の雰囲気醸成に向け、期待していきたいと思います。

何らかの原因があり、本来学校に通いたいのに通えない状態にある子どもたちにとって、学校に信頼できる先生がいるかどうかというのは、重要なポイントになってくると思います。

ですが、子どもの信頼を得るには、心にも、時間にも余裕を持って接する必要があることから、先生方が心身ともに元気でいられるよう、負担を減らす取り組みは欠かせません。

子どもたちに直接関わる先生などの負担を減らしていく取り組みについて、これまでの経過と今後の課題をお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 砥石教育長。

（教育長 砥石順一君 登壇）

○教育長（砥石順一君） お答えします。

教職員の仕事は多岐にわたりますけれども、どれもとても大事なお仕事です。ですけれども、負担を減らせる部分があれば、そこに手をつけていくということは、とても大事なことだと考えております。

町より、北小学校には、学習支援員4名、教育相談員1名、英語支援員1名、事務職員1名、庁務員1名、学校司書1名、計9名。また南小には、学習支援員5名、教育相談員1名、英語支援員1名、英語体験学習講師1名、事務職員1名、庁務員1名、学校司書1名、計11名。

また、中学校においては、中間教室相談員1名、教育相談支援員2名、心の相談員1名、不適応支援員1名、外国語指導助手1名、事務職員1名、庁務員1名、学校司書1名、計9名をそれぞれ配置してきております。

その中で、昨年度から教育相談支援員と町心理士の複数配置、また、本年度より養護教諭支援員を配置して、それぞれの立場で学校に関わっていただいております。

今後の課題としては、不登校の児童生徒、問題行動や非行行為を行う児童生徒の

中に、発達障害や学習障害を抱える子どもたちが存在し、本人も、周りも、苦慮しております。また、どの児童生徒も不登校や問題行動、非行行為を行う可能性があることも考えています。

そこで、不登校予防や問題行動や非行行動を行わないで済む環境づくりや、不登校や問題行動や非行行為に至ったとしても、一人一人が大事な児童生徒に変わりはなく、自分らしく社会生活に参加できる力を育めるよう、支援していかなければなりません。

そこで、これらの諸課題に対応できる施設や設備、また、対応できる教師等の人的環境整備を推進し、どの子にも支援が確実に届く教育を進めていく予定であります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 私たちが子どもであった頃、こんなにも多様な先生はいなかったことを考えると、負担は大分減ってきているのではないかと感じます。

ですが、今後も継続した取り組みを期待したいと思います。

今回、件名の不登校という言葉に対して、「いわゆる」という言葉をつけました。これはそもそも、不登校という言葉自体にも、皆さんに何らかの引っかかりを持ってほしいという思いもありました。

今回の質問で、教育委員会の皆様の理解の深さ、また、これまでの努力を感じることもできました。今後は、それが町全体へも、しっかりと広がっていき、また、それがフリースクールなど、子どもの居場所への支援にもつながっていくことを期待し、次の性に関する様々な要素を総合的に取り扱う「包括的性教育」についての二つの質問に入らせていただきます。

私ごとではございますが、高校入学のタイミングで卵巣がんが発覚し、抗がん剤治療をしたことがあります。そのとき、あまりにも無知であったこともあり、現在までその影響を色濃く引きずっていることから、自分の体について知る大切さを痛感しております。

子どもが自分の健康を守り、また、保護者が子どもの小さな変化を見逃さず、大きな病気につながるかもしれないサインに、気づけるようになるという点に対して、包括的性教育は大きな役割を果たします。

包括的性教育は、体の仕組みだけではなく、人を大切にする気持ち、男女の平等、相手の同意の大切さなど、幅広いテーマを扱い、様々な人がいることを理解する心を育みます。

また、包括的性教育の進め方が記されているUNESCOやWHOなどの協力の下に作成された、国際セクシュアリティ教育ガイダンスは、性教育の国際的な指針になっており、5歳から年齢層にあわせたカリキュラムで繰り返し、継続的に学ぶことが進められています。

一方、現在、日本では、学習指導要領の特定の記述が、性教育の範囲を狭める歯止めとして機能していると指摘されます。これは、例えば中学校の保健体育で、妊娠の経過は取り扱わないものとする、と書かれているようなルールのことであり、こうした特定の記述が、性交や避妊、同意といった大事な話題を避ける傾向を生み、結果として、性教育の範囲を狭めているような状態を指します。

このような学習指導要領の「歯止め規定」による影響が残る中、包括的性教育の推進について、町教育委員会の考えをお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 砥石教育長。

（教育長 砥石順一君 登壇）

○教育長（砥石順一君） それではお答えします。

現在、性犯罪や性暴力等、性に関する社会問題が発生し、増加傾向にあることが話題になっております。

さらに、性被害や性加害が低年齢の子どもたちにも及んでいることが、報告されております。

また、性加害者の多くは性教育を受けていない、また、受けたけれども、詳しく学習した覚えがないというふうに答え、性に対する興味本位に行動した事例が数多く報告されております。

以上のことを考えると、性に対する考え方や性教育の在り方を根本から考え直す必要があると感じてはいます。

同時に、性教育は自分の体や心を科学的な知識を基に知り、自分自身の生き方を学ぶ教育であると捉えております。言葉を変えると、自分探しを行う学習活動と言えます。理想を言えば、自分探しに必要な学習内容がどこにあり、またどのような内容をどこまで学ぶかということ、明確にしていくことが望ましいと考えていま

す。

しかし、自分探しに必要な学習内容として、生殖や性行動におけるリスクや性に関する疾病、妊娠の経過や性行為、避妊等、指導要領において定められていない内容であることから、学校で扱うには難しい状況にあります。

また、教師や保護者、社会全般に、包括的性教育の必要性は認めるけれども、学校が積極的に学習することへの抵抗感を感じてしまうという考え方を持つ教師も、また保護者もいることが事実です。

だからといって、絶対に扱ってはいけないとするより、生殖や性行動におけるリスクや性に関する疾病から始まり、人間関係や性の多様性、ジェンダー平等、幸福など幅広いテーマ、いわゆる包括的性教育を地域性や学校の特徴にあわせ、段階的、継続的に進めていくことが必要であるとも感じております。

そして、低学年から性教育を継続的に行うことで、子どもたちは性に関する話題を興味本位で捉えることなく、当たり前のように捉え、お互いを尊重し、思いやる姿が見られるという報告もあります。特に、情報化社会の現代において、その必要性はますます高まってきているとも思います。

そこで、今ある性教育の年間指導計画が、学校の実情や地域性に合ったものであるかを検討し、加除修正しながら段階的かつ継続的に性教育が進められるよう、学校が必要とする教材であったり、資料等について、できる限り支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 包括的性教育には、先生の知識、保護者の理解、そして適切な教材が必要です。

しかし、今し方の答弁でもございましたように、先生や保護者の懸念、そしてそもそも授業時間が不足しているといった課題もあるなと思います。そういった課題を解決していくためにも、保護者の理解を深める取り組みなど、教育委員会の強力なサポートが必要であり、重要だと感じますが、町教育委員会は今後、包括的性教育を進める上で、どんな課題を認識しているのでしょうか。

また、包括的性教育に関する指針の作成など、具体的な取り組みの計画はあるのか、お聞きいたします。

○議長（荻原謙一君） 砥石教育長。

（教育長 砥石順一君 登壇）

○教育長（砥石順一君） お答えします。

さきにも触れましたが、包括的性教育を望む教師や保護者、そこまでの性教育は望まない、やはり教師や保護者、また避けてほしいと考えている方もいる状況にあり、その中で、両者の考えをすり合わせながら、各学級や学年で現状、性教育を行なわれております。

そのため、性教育で扱う内容を学ぶ子どもたちの間に、受け取る内容について、多少のばらつきが出るのではないかと考えております。

どの教師が担任になっても、どの養護教諭であっても、扱う内容や項目が、学校の特色及び地域性に合ったものを継続的、持続的に行うことができる年間計画と教材が用意され、必要な内容を正しく学ぶことができる性教育であることが必要だと考えております。

そのため、それぞれの学校でどのような性教育が行われているのか、年間指導計画や教材を含めた指導内容は、どのようになっているのか情報交換ができ、性教育の課題を共有できるネットワークづくりが必要だと思っております。

そこで、少なくとも、町内養護教諭間のネットワークづくりをしていく必要があると考えておりますが、まずは、各校の養護教諭の性教育等に関する要望等をお聞きしながら、ネットワーク、また学習環境等、教師も、子どもも、性教育が学びやすくなる環境について、明確にしていく予定であります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 世間一般的に、こうしたほうがよりよいと思う事柄があっても、実際に日々子どもたちと直接向き合っている先生方の思いを尊重することも、また必要なことだと、私は常日頃から感じています。そして、それが、子どもたち一人一人に寄り添う教育につながることもと思います。

本来、包括的性教育については、どこまでも深掘りし、議論を交わすことのできるテーマではあるのですが、保護者や各先生の考えを尊重したいという思いから、今回は、町教育委員会の基本的な考えを聞くにとどめさせていただきます。

一方で、特に男性と女性の性に関する知識の差は、差別や偏見につながり、夫婦

間、家族間ですら、いさかいの種となります。

大げさでなく、包括的性教育は、真の意味で、平和で平等な社会への大きな一歩になり得る重要な教育です。また、子どもたちを病気から守ることのできる教育でもあり、少子化が進む日本にとって、重要な子育て施策の一つにもなります。個人的には、主要5科目に匹敵する重要なテーマとして、授業時間の拡充を検討すべきとすら感じます。

最後に、現在、町で進めている景観計画の策定であったり、脱炭素社会の実現なども、子育て施策の一環であると私は考えています。そういう意味では、ほとんどの町の事業が子育て施策であると思うのですが、それとともに、全ての事業が町で暮らす子どもたちにとって、よりよい結果をもたらすこと、そして本当にすばらしいポテンシャルを持っているこの御代田町で、子どもたちがさらに伸び伸びと輝ける環境を、町民全員の正しい理解でつくっていただけることを期待し、以上で、私の一般質問の全てを終わります。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告1番、尾関充紗議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。再会はブザーにてお知らせします。

（午前10時53分）

（休 憩）

（午前11時04分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告2番、内堀喜代志議員の質問を許可します。内堀喜代志議員。

（13番 内堀喜代志君 登壇）

○13番（内堀喜代志君） 通告番号2番、議席番号13番、内堀喜代志です。一般質問初日、2番手で元気よく一般質問しますので、しばらくお付き合いください。

それでは、一般質問の本題に入ります。

1件目は、農業施設の更新整備についてであります。畑の灌水施設及び水田の水利施設などの共用農業施設の更新整備の財源は、多面的機能支払いの交付金のみでは、財源不足の場合があります。町の現有の補助制度と近隣市町村の状況をお聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 浅川産業経済課長。

（産業経済課長 浅川英樹君 登壇）

○産業経済課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

町では、灌水施設や水利施設などの共用農業施設の更新整備として、土地改良事業を実施しております。こちらは、耕作を進めていく上で、整備や更新が必要と認められる場合に、町が事業を実施し、定められた割合の負担金を、受益者にご負担をいただくものでございまして、土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例に基づいて、実施をしているものでございます。

過去の経過、経緯を調べたところ、平成22年に、こちらの負担割合を改正した経過がございました。平成22年以前は、小諸市や佐久市などの近隣自治体と比較して、受益者の負担割合が、御代田町として大きく設定をされていたんですけども、改正後は、畑地かんがい事業を除いて、御代田町の負担割合は、近隣自治体と比較して、低い水準となっておりますのでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀喜代志議員。

○13番（内堀喜代志君） 次に、町の現有制度では、畑地については、受益者負担金が課題になり、畑地の農業施設の整備が進まないと考えます。その改善策をお聞きします。

○議長（荻原謙一君） 浅川産業経済課長。

（産業経済課長 浅川英樹君 登壇）

○産業経済課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

近隣自治体と比較をして、御代田町の負担割合が大きい畑地かんがい事業の受益者負担率は、御代田町が事業費の50%、佐久市は40%、小諸市は25%、立科町は20%となっております。

その他の農道整備事業ですとか、農業用排水路整備事業などの受益者負担率は、事業費の20%ということで設定をさせていただいております、近隣自治体と比較をしても、低い水準の負担割合となっております。

前回の負担割合の改正は、15年ほど前に実施したものでございまして、当時と農業を取り巻く環境も変化をしておりますので、現在の負担割合が適正かどうか調査をして、検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀喜代志議員。

○13番（内堀喜代志君） この議論を聞いて、小園町長の見解をお聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えを申し上げます。

大前提のお話をしますけれども、私は、農業は、御代田町における基幹産業と捉えているところであります。コロナ禍において、事業者向けの給付金制度をつくった際に、多くの自治体は、農業者を対象としておりませんでしたけれども、私は御代田町における産業構造を考慮し、しっかりと対象に位置づけたところであります。

その際は、農業者の皆さんからも、農協などの関係団体からも、高い評価を受けたところであります。

今年度につきましても、国の臨時交付金を原資とした給付金制度において、農業をその対象とし、畑かん組合も対象にしております。私なりに手厚く配分した自負はございます。

多面的機能支払制度についても、就任後6年間一貫して、この制度を利用していただける地域を拡大していくことに、力を注いできたところであります。

また、産業経済課長からの説明があったとおりであります。農業施設に関する受益者負担率は、全体的には、近隣自治体に引けを取らないというか、かなり充実したものとなっていることは、ご理解いただけるものと思います。

一部が近隣自治体より不利ということでもありますけれども、そこをほかとそろえとなると、ご承知のとおり、予算は限られておりますから、もともとほかの種別に関して、有利だった部分も、近隣にあわせ、現在より不利とする方向で検討しなくてはならなくなるかもしれません。このように、なかなか単純な比較はしにくいものと思っております。

このような問題においては、近隣自治体との有利、不利を論じると、切りがないところがあります。何でも周りにあわせればいいというものでもないのかなと思います。大事なことは、御代田町の事情にあわせて、どういった支援を皆さんが求めたいらっしゃるのか、御代田町単体としてどうしていくべきなのか、ということを検討していくことだと思っております。

ただ、いずれにしましても、町として農業を大事にしていく、農業者をできるだけ支援していく考えは変わりません。足元というか、目の前の状況を見ましても、

コストアップの中で、どのようにコストを吸収できているか、なかなか販売価格に十分に転嫁している状況ではないと認識しているところであります。そういった観点も含めて、真剣な検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀喜代志議員。

○13番（内堀喜代志君） それでは2件目の質問に入ります。

投資と効果から見たUターン政策についてであります。

御代田で生まれ育った子どもたちが、高校卒業後、進学のために御代田を離れ、地元に戻ってこない子どもたちが、大勢いることが大変気になっております。

そこで、今回の質問に至ったわけですが、一概に、「新生児誕生から高校卒業までの国と県と町の投資額は」といっても、例えば、中学校の建設費用やその償還費用、通学路などの道路整備事業費用など、その年ごとによって大きく変動があり、捉えきれないハード面での投資費用が多くあることや、交付税で戻ってくる費用、また、それぞれの子どもたちの生活環境、年代、状況が違う中、今回の質問について、正確に算出することは不可能であり、また、あまり意味をなさないことは、重々承知しているところではあります。あくまでも参考までに、それぞれの担当課において、子どもたちに関する主要事業について、令和5年度の決算数値を対象人数で割り、在籍する年数を乗じるといったような方法で構いませんので、どれくらいの費用が生じているかお聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 挙手してください。内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） 保健福祉課における、新生児から高校卒業までに関係する経費についてお答えいたします。

新生児にかかった経費としては、母子衛生費決算額3,936万4,397円と、国保会計の出産一時金決算額612万7,374円が該当します。これを母子健康手帳発行数101人でありましたので、1人当たりで換算すると、45万413円となっています。

次に、子ども医療費に関する経費ですが、決算額1億1,028万9,966円に対しまして、子ども医療費利用者数は2,485人でありました。1人当たり年額4万4,382円でありましたので、高校卒業までの18年間の総額は、79万

8,876円となります。

保健福祉課に係る経費はあわせると、1人当たり124万9,289円となりました。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） それでは、町民課における、新生児誕生から高校卒業までの主な事業経費といたしましては、出産祝金、児童手当、保育園・幼稚園や児童クラブの運営に関する経費が上げられます。

直近の確定値である令和5年度決算額により、先ほどの子どもに関する主な事業経費を該当者数に基づき、1人当たりの年間平均額を算出し、児童手当は18年間、保育園、幼稚園や児童クラブは最大6年間で試算をしてみました。

町民課分の経費といたしましては、高校卒業までの子ども1人に対する総額は834万5,017円となります。なお、この金額は、国及び県の財政負担額も含まれた金額となっております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） 教育委員会の所管ですが、小学校、中学校の義務教育期間でございます。

議員ご質問のとおり、令和5年度決算額を基準とし、単純に児童生徒数で除して、算出した金額をお答えさせていただきます。

まず、小学校費ですが、2校の経費の支出額は8,265万4,216円でした。北小学校の児童数が257名、南小学校が604名、あわせて861名で、6年間にしますと、1人当たり約57万5,987円になります。

次に、中学校費の支出額は5,922万7,833円でしたので、中学校の生徒数387名で、3年間だと1人当たり約45万9,130円になります。

また、小中学校の学校給食費の支出額は約2億7,196万420円でしたが、このうち基金積立金1億600万円と、教職員等の給食代720万6,960円を引きますと、1億5,875万3,460円になり、児童生徒数合計1,248名で、

9年間ですと、1人当たり約114万4,856円になります。小学校費、中学校費、給食費の合計が217万9,973円でございます。

高校に関しては、高等学校等通学応援金のみ支出しておりますので、3年間利用しますと、1人当たり3万6,000円で、小学校から高校卒業まで全て合計しますと、負担額1人当たり221万5,973円になります。

以上、各課長からそれぞれ答弁いたしました。保健福祉課、町民課、教育委員会、算出額を合計しますと、約1,181万279円になります。

以上でございます。

○議長（荻原謙一君） 内堀喜代志議員。

○13番（内堀喜代志君） 相当多額な費用をかけて子どもたちを育てているわけですが、続いて収入の面から考えてみたいと思います。

町内在住者の町への納税額についての質問となりますが、固定資産税などの税金は、町外在住者からの納税が多くありますので、今回は、町県民税のみについて、先ほどの質問と同様に、令和5年度の決算数値を対象人数で割り、38年間納税いただくと推定した額でお聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 内堀税務課長。

（税務課長 内堀昌明君 登壇）

○税務課長（内堀昌明君） それでは、税務課からお答えします。

令和5年度決算の町民税現年度分9億2,936万6,347円、これをベースに試算しますと、納税者数は8,882名で、平均の町民税額は約10万4,000円となります。県民税分をあわせますと、約17万2,000円が1人当たりの町県民税額となります。

仮に22歳から60歳まで働いたとして、38年間を乗じますと、町県民税分で653万6,000円、そのうち、町民税分は1人当たり395万2,000円となります。

以上になります。

○議長（荻原謙一君） 内堀喜代志議員。

○13番（内堀喜代志君） 今の議論で、単に収益と、費用と収益の観点から少し考えてみましたが、数字の独り歩きのようなことになるといけないので、質問はこの程度にとめておきます。

以上の答弁を踏まえて、町を離れた子どもたちが戻ってくるような、また他の自治体で育った人が、町に転入してもらえるようなU I J政策について、お聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 浅川産業経済課長。

（産業経済課長 浅川英樹君 登壇）

○産業経済課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

町では、今年度、長野県の地域発元気づくり支援金を活用し、来年の1月の発行をめどに、町内企業ガイドの作成事業を実施しております。

町内には、上場企業をはじめとした事業所が数多く存在し、町外からの通勤者も多い状況ではありますが、今後、少子化の影響により、労働人口が減少していく中であって、町内企業においても、若年労働者をはじめとした人手不足が想定されます。

町内には、特色のある魅力的な企業が数多くありますが、個々の規模が小さく、独自で企業情報の発信ができていないというような状況がございます。このことから、町内企業ガイドを作成し、各家庭にそれを配布して、町内企業を紹介することで、将来、地元企業に就職をしていただく、そんなきっかけにしていいただければなというふうに考えておるところでございます。

移住施策、移住支援につきましては、長野県総合戦略「しあわせ信州創造プラン3.0」に基づいて、県内企業等の担い手不足の解消及び地域課題の解決並びに移住の促進を図るため、令和5年度より県と共同して、御代田町U I Jターン就業・創業移住支援事業を実施しております。

移住支援金の交付には、各種要件を満たす必要があります。当該事業の実績としましては、令和5年度で3件、令和6年度22件の申請、実績がございます。

その他、移住支援に関する取り組みとしましては、東京で行う魅力発信PR事業や、オンライン等で随時移住相談を行っているほか、県が主催する東京での移住イベント、こういうものに参加をしているところがございます。

東京で行う魅力発信PR事業では、昨年度は12月に東京ミッドタウン八重洲にあるPOTLUCK YAESUにおいて、「信州・御代田を知る会～名人の新蕎麦と地酒を肴に～」と題しまして、移住のほかに観光、ふるさと納税など、町の魅力を発信するイベントを開催したところがございます。

今年度につきましては、今月の6月の17日に開催をする予定でございますが、銀座NAGANOでのマスコミを対象としたスーパープレゼンテーションを皮切りに、POTLUCK YAESUでも、魅力発信のイベントを2回開催する予定となっております。

また、随時行っている移住相談では、Zoomを使ったオンラインが主となりますが、移住に関する相談全般を受けており、必要があれば、1組につき複数回、それを実施することもございます。

県が主催する東京での移住イベントでは、移住相談会を行っており、1組につき20分から30分程度、区やコミュニティ、子育ての環境や町民へのサービスなど、生活全般や相談者にあわせた情報提供を行っており、その後のフォローもしておるところでございます。

以上のとおり、御代田町を離れた子どもたちに戻ってきてもらえるよう、また、他の自治体からの移住先に、御代田町を選んでいただけるよう取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 内堀喜代志議員。

○13番（内堀喜代志君） 日本の多くの地域で人口減少社会に向かっている中、町は人口が増えています。人口増による税収や国の交付金の増加が見込まれます。いつかは人口減少に転じるときが来ると思いますが、昨日の旧庁舎の宅地造成の起工式にありますように、人口増加の期間を少しでも長くする施策を取りながら、御代田町がよりよい方向に進みますよう、行政、議会ともに努力したいと考えます。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告2番、内堀喜代志議員の通告の全てを終了します。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午前11時29分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告3番、中山温夫議員の質問を許可します。

中山温夫議員。

(7 番 中山温夫君 登壇)

○ 7 番 (中山温夫君) 通告 3 番、議席番号 7 番の中山温夫です。

最初に、本年 4 月に政務活動費を使用しまして、岡山県岡山市の高齢者活躍推進事業と、岡山県総社市社会福祉協議会の障がい者千五百人雇用センター、あわせてひきこもり支援センター事業の研修に行ってきました。両市とも働くということを通じた自己実現で、生きがいの創出を目的とした事業内容で、どちらも地域ぐるみで、地域密着の支援体制の構築を目指しており、就労だけが目的ということではなくて、相談支援、居場所の提供、社会体験の機会などを通じていまして、支援内容は多岐にわたっておりました。どんな人も社会の一員として大切にされ、そして地域の中でみんなと一緒に暮らしていけるようにすることを目指している事業であると感じた研修でありました。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、最初に介護と福祉の問題に入ってきますので、結構専門的な用語もありますが、ご容赦いただきたいというふうに思います。

介護を社会全体で支えることを理念に掲げて、介護保険制度がスタートして 25 年がたちました。当時は高齢化や核家族化の進行をしていく中で、家族頼みでは限界が来ていた介護を社会化していくという狙いでこの制度が誕生いたしました。

また、行政サービスが介護の種類や内容を決めて、費用を税金で賄う、いわゆる措置から、利用者自らがサービスを選んで、税だけではなく利用料と保険料で賄う社会保険方式として誕生いたしました。

そして、この制度のキーワードは「利用者本位」でありました。

御代田町においても、昨年 4 月より第 9 期介護保険事業計画が始まりました。その中から幾つか伺っていきたいと思います。

まず、要介護認定の重度者支援について伺います。

重度者とは、要介護認定の要介護 3 から要介護 5 までとあります。令和 4 年、町の高齢者実態調査において、要支援・要介護認定者 239 名を対象とした調査で、介護が必要になっても、自宅に住みながら介護保険サービスを受けて生活をしたいという方が 50.5% でした。また、施設入居を希望しない方々が 57.7% で、要介護状態となっても在宅生活を可能な限り望んでいる方々が大勢いるということがうかがえます。

また一方で、世帯の状況は、厚生労働省の2022年国民生活基礎調査によりますと、在宅介護になっている家庭のうち、主な介護者が65歳以上の高齢者である老老介護の割合は63.5%、さらに介護者と要介護者の双方が75歳以上である超老老介護の割合も35.7%と、全体の3分の1以上を占めております。ちょっと前の統計となっておりますので、直近では超老老介護の割合も増加しているのではないかと推察しています。

このような調査内容の中で、要介護認定の重度者を在宅で支えていくためには、地域包括支援センターや介護支援専門員との連携の強化、訪問介護やデイサービス、ショートステイ事業などの在宅介護サービスを積極的に活用していくことが重要と考えます。

そして、介護者自身の身体的健康やリフレッシュの機会も確保していくことも、在宅介護を継続していくためには不可欠であると考えます。

御代田町の要介護認定率は全国的にも低水準であります。令和4年度の調査において、要介護認定者に占める重度者の割合は46.3%となっており、県の平均より重度者の認定率が1割多い数字となっております。

また、他市町村対比においても、重度者の認定者の割合が高い状況で、要介護3以上の人たちを在宅で支えていくためには、訪問介護、ショートステイ事業、デイサービス事業の充実及び強化が重要と考えますが、今回は介護者支援、レスパイト支援の柱であります介護者の介護負担軽減に有効なショートステイ事業についてお聞きしたいと思います。

ちなみにですが、町の資料において、令和6年度のショートステイ事業の利用者は35名で、そのうち町内のショートステイ事業を利用した方は1名、残りの34名は、佐久市、小諸市、軽井沢町のショートステイ事業所を利用している状況です。

身近な地域で、あるいは見慣れた場所で、顔なじみの人たちも近くにいる環境は、本人にとっても、介護者にとっても安心できることではないでしょうか。

御代田町内にもショートステイ事業所がある中で、ショートステイ事業利用者のほとんどの方々が、町外のショートステイ事業所を利用しているのはなぜなのか、なぜ町内のショートステイ事業所を選択しないのか、町内事業所は利用しづらいのか、環境的に対応できないのか、町としての見解をお願いいたします。

○議長（荻原謙一君） 内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） お答えいたします。

町内のショートステイ事業所は、3施設位置づけられていますが、2施設は空床利用型で、現在は空きがない状態であります。唯一存在する1施設は、佐久広域連合で運営する特別養護老人ホーム豊昇園の定員3床のみとなっております。

町内の事業所の利用者が少ない要因として、近隣市町村と比べ受入れ定員が少ないことが挙げられます。また、介護人材の不足により、受入れが困難な実態もあります。

令和6年度に34名が利用した町外のショートステイ事業所を見ると、佐久市で9施設、定員59床、小諸市で6施設、定員40床、軽井沢町で2施設、定員20床と、中にはショートステイ専用の事業所もあり、介護サービスの利用調整をするケアマネジャーへの聞き取りでは、町外の事業所を利用することで、サービス調整には問題なく、介護サービスの提供を受けられないといった状況はないと聞いています。

しかし、中山議員のおっしゃるとおり、身近な施設を利用できれば、利用者や家族の負担が軽減されると思われれます。

今後は、町内のショートステイ事業者やケアマネジャーの抱えている課題を把握し、介護サービスの質の向上や人材の確保に向け、必要に応じて県と連携しながら対応してまいります。

また、定期的を開催している主任ケアマネ連絡会において、利用者が幅広い選択肢から利用する事業所を選択できるよう、利用者に事業所を紹介する際に、なじみのある事業所や町内の事業所を含めて提示するよう依頼してまいります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 要介護3以上の方を在宅で支えていくためには、一つだけのサービス、あるいは単品の介護サービスだけではなかなか支え切れない現実があると思います。重度の要介護認定者を本人の希望に応じて在宅で支えていくためには、ショートステイ事業、デイサービス事業、訪問介護事業が有機的に連携し、本人・家族のニーズに柔軟に対応していけるような環境が本当に必要ではないでしょうか。

今後さらに、要介護認定者の在宅生活が、より安心して暮らせることができるよう、サービスの質の充実、種類の充実について、保険者である町の対応に期待をしていきます。

続いて、地域支援事業についてお伺いします。

この事業は、高齢者が要介護状態になる前の段階から支援を行い、地域で自立した生活を継続できるようにすることを目的とした重要な取り組みと考えています。地域支援事業は、住民の協力や参加が前提となっていますが、住民の参加意識が低かったりして支援体制が進んでいないケースなどもある中で、地域共生社会の実現に向け、今後も地域支援事業の役割はますます重要となっていくと考えますが、地域支援事業の見込みや目標値なども踏まえ、町として地域支援事業全体をどのように実施していくのか、見解をお願いします。

○議長（荻原謙一君） 内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） お答えします。

令和6年度から第9期介護保険事業計画が始まり、2年目を迎えます。地域包括ケアシステムの基盤である医療・介護・生活支援サービスにおいて、昨年から今年にかけて、高齢者の日常生活を支えている事業所が撤退するなど、必要なニーズに対して応えられないような事態が起きています。

具体的には、令和6年12月で訪看御代田が閉所、令和7年3月、軽井沢西部総合病院と委託契約を交わしていた通所型サービスCの終了、その後、町外の事業所と令和7年10月をめどに新たな通所型サービスCをスタートする準備をしていましたが、事業所が急遽6月に閉所することが決定しました。

また、平成28年に設立したNPO法人はつらつサポーターによる福祉有償運送、訪問型サービスA、訪問型サービスBが、高齢化や会員の減少により事業継続が困難となり、NPO法人としては解散となりました。現在は、1ボランティア団体のはつらつサポーターとして通所型サービスB、はつらつ教室を町内6か所の世代間交流センター等で月1回開催していただいております。

さらに、令和7年4月、配食を手段として安否確認を行う高齢者見守り事業の委託契約先が破産し、突然事業が打ち切られました。急遽、利用者約25名の配食を町内外の事業者のご協力をいただき、何とか確保することができました。

お尋ねの第9期計画の地域支援事業の見込みや目標値につきまして、令和6年度は事業費だけを見ますと、おおむね計画どおりの目標が達成されましたが、今年度以降の2か年につきましては、これらのサービスの減少により、思うような事業展開が困難と今の段階では推測されます。こうした事態を、町としては手をこまねいて見過ごすことなく、知恵を絞り、地域包括ケアシステムを再構築する考えであります。

今後、地域支援事業をどのように展開するかというご質問ですが、令和9年度から11年度を計画期間とする第10期介護保険事業計画を見据え、今年度から再構築に向け一つ一つの事業の見直しを行い、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、地域の力を引き出し、地域づくりをプロデュースしていく所存でございます。

現在、8名の職員が地域包括支援係と地域包括支援センターを兼務していますが、センター業務である総合相談やケアマネジメント業務に比重が置かれ、新規事業の立ち上げを検討する時間が十分取れない現実がございます。業務の見直しを行い、効率化を図り、時間を確保するところから始めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 想定以上の休止があって、ちょっとびっくりしたんですけど、イメージしているよりも相当休んでいたり、撤退したりする事業があって、次の質問、いいのかなのかちょっと迷ってしまうんですが、次の質問、入らせていただきます。地域支援事業のうちの介護予防・生活支援サービス事業について伺っていきたいと思います。

要介護状態にある前の高齢者を対象に、介護予防と自立支援を目的として行われています。高齢化の進行に伴い、重度化の防止や地域での暮らしの継続が求められていく中、本事業の重要性は年々高まっていますし、介護予防事業としての位置づけは大きな位置づけと感じていますが、従来の訪問介護や通所介護といった全国一律の予防給付に加え、各自治体が地域の実情に応じて実施する多様なサービス、つまり地域支援事業型サービスへの移行が進められ、これにより柔軟なサービス提供が可能となった一方で、自治体間でサービスの内容に充実度の差が生じています。

御代田町では、介護予防・生活支援サービス事業について多くを担っていただい

ていました、先ほど保健福祉課長が言いましたはつらつサポーターが2025年3月をもちまして解散となりました。一部は継続して予防活動を担っていただいているようですが、はつらつサポーターの解散により、この介護予防・生活支援サービス事業の継続や内容が将来に向けて非常に不安となっているのではないかと思います。今後の介護予防・生活支援サービス事業展開についてどのように実施していきたいと考えているのか、見解をお願いします。

○議長（荻原謙一君） 内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） はつらつサポーターは、平成22年度の生活・介護支援サポーター養成講座1期生修了者29名で結成以来、養成講座を重ね、会員数を増やし、平成28年度に介護予防・生活支援サービス事業の中心的担い手としてNPO法人を設立しました。

当時は、制度改正の大きな柱である住民が主体となるサービス展開を県内でもいち早く導入したこともあり、県内はもとより県外からも視察が殺到した時期もありました。

その後もサポーターは、「いつかは自分たちが誰かのお世話になる。だから自分たちが元気なうちにできることを」を合い言葉にサービスを拡充するとともに、法人運営をしてきました。

しかし、会員の高齢化に伴う退会者の増加にあわせ、コロナ禍によりサービスの一時休止や担い手育成が思うように進まず、法人を解散し、サービス規模を縮小してボランティア団体として活動を継続しています。昨日も総会があったわけですが、法人としては解散をしましたが、1団体としては今後も活動を続けていくという意欲は確認できました。

そういったサポーターを今後も町としては支援をしていくとともに、各地域での住民主体活動も拾い上げて、多様な主体のサービス展開を促進していきたいと考えています。

地域では、町の支援に頼ることなく介護予防に資する活動をしている団体や個人の方がいらっしゃいます。その活動を町が支援することで、運営がしやすくなったり、健康寿命の延伸につながればと考えています。

事業の展開につきましては、従来の通所型サービスBでは、対象者が総合事業対

象者と要支援者のみでしたが、一般高齢者も参加できるよう改正されています。いわゆる通いの場に誰もが参加しやすくなり、高齢者が地域とつながりながら自立した日常生活が送れるための機会が拡大しています。このような特徴のあるサービスBを当町にどのように生かすのか、先ほど申し上げた介護予防に資する活動をしている団体や個人の方に実態を伺い、支援の提供体制を構築していきたいと思っております。

人口構造の推移から、今後高齢者が急増し、中でも単身世帯の増加により生活支援の必要性が増加することが見込まれます。多様な主体が介護予防・生活支援サービス事業を提供していただけるよう、地域づくりを推進してまいります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 課長もおっしゃるとおり、この事業は住民主体の活動が本当に重視されております。通いの場あるいはボランティア活動など、町全体で地域住民が主体となる支援の活用が進められていかなければならないと思います。

介護予防・生活支援事業は、NPO法人、社会福祉法人、あるいは地域住民などと連携し、社会資源あるいは地域資源を活用した支援体制の構築が必要と思っております。

そのためには、やはり生活支援コーディネーターの積極的な地域活動が、介護予防・生活支援事業の成果につながっていくのではないかと考えますが、生活支援コーディネーターの現状と将来に向けての事業の方向性について、現状をどのように考えているのか見解をお願いします。

○議長（荻原謙一君） 内堀保健福祉課長。

（保健福祉課長 内堀浩行君 登壇）

○保健福祉課長（内堀浩行君） お答えします。

高齢者が自立した日常生活を住み慣れた地域で暮らすためには、介護予防事業に参加して、心身機能を改善することだけを目的にするのではなく、地域の多様な活動や事業に自分事として主体的に参加することが大切です。

生活支援コーディネーターは、地域住民と地域の多様な主体との活動をつなげる役割があり、その活動を支援・補完するために協議体の設置がございます。令和6年度は、その協議体で住民の皆様とともに、住民主体による高齢者の外出支援に

ついて、長野県移動支援アドバイザー派遣事業によるアドバイスを受けながら、地域支え合い型移動支援補助金制度を創設することができました。

住民が日常生活の中で感じている不便さは、公的サービスだけでは解決できないことが多く、そのような地域課題を協議体に集まった有志の方々が手を組んで、住民の思いを形にさせていただきました。

昨年に引き続き、運転ボランティア養成講座を6月19日に開催する予定でございます。地域支え合い型移動支援補助金を受けるには、運転ボランティア養成講座を受講することを要件としており、現在、サロンを開催している支援者の方の中に、この講座の開催を待っていらっしゃる方もおり、ぜひ多くの方が受講していただけることを期待しております。

これらの制度の周知や具体的な申請方法を支援することも、生活支援コーディネーターの役割に位置づけてよいと認識しておりますが、現在、当町の生活支援コーディネーターは、地域包括支援系の正職が兼務で担当しており、ケアマネジメント業務が優先されるため、地域に出る時間を確保することが難しい現状がございます。そのような中でも、今年度は、高齢者支え合いポイントの利用者の増加を目指して、高齢者の社会参加や生きがいをづくりにつながるよう、住民が利用しやすい制度を検討してまいります。

高齢者が多様な主体の参画を通じた地域共生社会をつくっていくのは、住民の皆様でございます。住民の皆様が動かなければ、地域共生社会は実現しないと考えております。今後も、住民の皆様の側に立ち、住民の視点で一緒に地域づくりを推進する所存でございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） この事業は、制度的な枠組み、形、例えば協議体というだけのところに固執していると、形をつくるのが目的となって、実際に個人への支援とか地域に入り込んでいく柔軟性が本当に必要ではないかなというふうに思います。やはり職員の体制の問題も確かにあると思うんですが、今ここで形をつくるということと言うよりも、地域を知っていく、地域の人たちとつながっていくということの大前提にしていくときではないかなというふうに思います。地域の中で持続可能な形で定着させることが、この事業の鍵であるのではないかなというふうに思います。

高齢者が尊厳を持って地域で生活し続けられるよう、今後も介護予防事業を通じた人々の参加の促進が得られていくということで、地域再生に根差した活動となっていくというふうに思っています。

続いて、こども家庭センター開設に伴う幾つかの質問をさせていただきます。

こども家庭庁が創設されて2年、「こどもまんなか社会」の実現に向けて各種の施策が打ち出され、支援の幅も広がりつつあります。

しかし、全ての子どもの幸福を実現していくためには、まだまだ道半ばであり、知恵を絞らねばならない段階にあるのではないかと思います。

例えば、障がい児や医療的ケア児など、いろいろな立場に置かれた支援がまだまだ不十分なこと、子どもから大人への過渡期にある思春期・青年期の若者世代には目が向きにくいこと、虐待を受けた子どもへの回復を支える精神科医療の支援に携わる人材の不足など、全国に多くの山積している課題に対応するための包括支援体制づくりが求められている中で、御代田町においても本年4月よりこども家庭センターが設置されました。

こども家庭センターは、子どもとその家庭が安心して生活できるように支援するため、自治体が設置する相談支援機関であり、児童虐待や発達の問題、子育ての悩みなど、様々な困難を抱える家庭に対し、総合的かつ継続的に対応する拠点として、全国的に整備が進められてきています。

このような中で、御代田町で設置されたばかりのこども家庭センターですが、令和7年度はどのような事業計画を考えているのかお伺いいたします。

また、現在、こども家庭センターは庁舎内で事業実施をしていますが、防音性やプライバシーなどに配慮した相談室の整備や、緊急性を要する子ども、あるいは支援を要する子どもたちのための常設的な居場所の必要について、将来的な展望としてお考えがあれば、あわせてお伺いします。

○議長（荻原謙一君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

こども家庭センターは、令和4年6月に児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健、児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として設置が進められました。

これに伴い、当町では本年4月にこども家庭センターを設置し、児童福祉を柱に、母子保健担当の保健福祉課健康推進係と連携し、子どもに関わる中核的機能を果たすべく、これまでの事業の継続・充実と新規事業を検討しながら事業を行っています。

こども家庭センターの事業計画・運営に当たっては、全ての子どもと家庭が安心して暮らせる地域づくりを基本とし、次の3点を重点項目と考えています。

1点目は、相談支援体制の強化です。子育てに関する総合相談窓口として、機能の充実を図るため、関係機関との連携体制を強化してまいります。

2点目は、支援が必要な家庭への継続的な支援です。子育てに悩みや不安を抱えている家庭に対して、サポートプランを作成し、継続的な支援をしてまいります。また、家庭訪問の充実や児童福祉と母子保健、両機能の調整ケース会議等を開催してまいります。

3点目は、地域資源の把握と開拓です。保育所、学校、また民生児童委員をはじめとした地域の民間団体とネットワークを活用し、支援の担い手を拡充するとともに、地域資源を開拓し、関係機関や地域との連携を高めることにより、子育て家庭等へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備してまいりたいと考えています。

なお、発足したばかりのセンターですので、まずは御代田町こども家庭センターを皆様に知っていただく必要があります。チラシの配布やSNS、広報等を活用し、子どもに関わる総合相談窓口であることを周知するとともに、御代田町の組織や地域特性に適した体制整備に努めてまいります。

また、中山議員のおっしゃる外部施設での専門相談窓口や、子どものつながり等のための常設的な居場所の設置・運営につきましては、実態把握等を行い、それらを踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

○議長（萩原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 将来的な展望は、よい答えだと思います。

続いて、次に進みます。こども家庭センターは、子どもとその家庭が安心して暮らせるよう、相談、保護、支援などを一体的に担う重要な拠点で、昨今、虐待通報の増加や家庭環境の多様化により、センターにはより高度で持続的な支援が求められております。

特に、支援の継続性と切れ目のない支援の実現は、子どもの健全な育成と安心で

きる生活基盤の確保において不可欠であると考えますが、この支援の継続性、切れ目のない支援の方法については、どのように考えて実践していくのか、お考えをお願いします。

○議長（荻原謙一君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

中山議員ご質問の支援の継続性、切れ目のない支援は、子どもや家庭の状況が変化していく中で、極めて重要な視点であると認識しております。

この実現に向けては、保健、福祉、医療、教育の関係機関と連携し、出産、育児、就学等、ライフステージの節目ごとに継続的支援が行われるよう、支援者側が切れ目になりやすいそれら節目を意識して、それぞれの専門職が持つ専門性を生かし、連携体制を整備・強化してまいりたいと考えております。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 続いて、センター事業における関係機関との連携についてお願いします。ただいまの質問とダブる部分もあるかもしれませんが、お願いします。

こども家庭センターは、子どもとその家庭に対して支援を行う中核機関として、児童相談、家庭支援、虐待、発達支援など多岐にわたる課題に対応して、業務を遂行していかなければならないと認識しています。

しかし、その業務の多くはこども家庭センター単独で完結できるものではなく、教育、医療、福祉、警察、地域団体など非常に多くの他の機関との連携が不可欠であると考えます。

関係機関をつなぐ役割を担うコーディネーターや連携担当者の配置が不十分なところでは、支援の調整が個人の力量や関係性に依存しがちで、継続性や公平性が保たれにくいとも言われています。マンパワーの不足により、連携の機会が確保されにくい現実が実態としてあるようです。

このようなことが考えられる中で、こども家庭センター事業での庁舎内での連携、教育機関及び他の関係機関との連携について、どのように考えて実践していくのか、お考えをお願いします。

○議長（荻原謙一君） 小林町民課長。

（町民課長 小林達佳君 登壇）

○町民課長（小林達佳君） お答えいたします。

中山議員ご質問のとおり、こども家庭センターの役割は単独で完結するものではなく、先ほどもお伝えしましたが、保健、福祉、医療、教育等、多岐にわたる関係機関と連携し、子どもと家庭の支援を包括的・継続的に行うものであります。

関係機関との連携強化のための体制を構築していくために、特に次の3点の取り組みが重要であると考えています。

1点目は、個別ケースにおける共同支援体制の構築です。ケースに応じて、保健、福祉、医療、保育所、教育等の子どもに関わる機関と連携し、それぞれの専門性を生かしたチーム支援の実施が必要となります。

2点目は、それぞれ関係機関はありますが、その中でも母子保健と児童福祉、両機能の調整の場です。保健福祉課健康推進係の母子保健と、町民課内のこども家庭センターの専門職により、個別ケースの情報共有を図るとともに、フォローの現状を共有します。

3点目は、連携のルール化と情報共有の仕組みの整備です。関係者間で連携を円滑に行うため、情報共有のルールや役割分担を明確にするとともに、ICTを活用したケース管理や情報の一元化に取り組むことです。

これらの取り組みを重点に、こども家庭センターが各機関との連携の中心となり、また、ケースによってはつなぎ役として機能することにより、家庭にとって負担の少ない支援を展開してまいりたいと考えております。

繰り返しとなりますが、発足したばかりのこども家庭センターです。まずは、より多くの町民の皆様にご代田町こども家庭センターの存在と役割を広く浸透するよう、周知活動に努めてまいりたいと考えております。

○議長（荻原謙一君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 関係機関との連携なんですが、それぞれの関係機関、業務量も非常に多くなってきています。各機関が多忙の中で定期的な会議、あるいはケース検討を行う時間が確保しにくく、結果として連携が滞ったり、支援のスピードに影響を及ぼしてくるという可能性も考えられますので、十分配慮していただければというふうに思います。

文科省が公表いたしました2023年度の全国の不登校児童数は、小中学校で34万人、高等学校で6万9,000人で、いずれもかなり多い人数となっていま

す。今の日本では、人と人との関係性が希薄と言われる中で、子どもたちにとって、いざというときには大人が助けてくれるという確信を得ることができないまま、不安感のみが増大している社会となっているのではないのでしょうか。お互いが尊重し合える社会となれば、子どもの不安は軽減されるのではないかと考えてしまいます。共働き家庭やシングルでの子育て家庭がたくさんある中で、大人としての働き方改革ではなく、子どもが家族や大人と一緒にいることのできる時間を保障するための働き方改革という視点も考えてしまいます。

いずれにしても、こども家庭センターの事業を通して、子どもたちの声を聞き、対話を重ね、子どもを手当てしていく活動は、大人にとっても誰にとっても、人と人とのつながりを取り戻すための足がかりになることが十分に考えられる事業ではないかと思えます。

誕生をしたばかりのこども家庭センターではあります。子どもたちが健やかに育つための地域の要となれる存在として重要な役割を果たしていくことに期待をいたしまして、質問を終わりにします。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告3番、中山温夫議員の通告の全てを終了します。

この際暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午後 2時13分）

（休 憩）

（午後 2時24分）

○議長（荻原謙一君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告4番、森泉謙夫議員の質問を許可します。

森泉謙夫議員。

（4番 森泉謙夫君 登壇）

○4番（森泉謙夫君） 通告4番、議席番号4番の森泉謙夫です。昨日の夕方は、児玉東交差点と御代田の駅前で街頭演説をまいりました。演説でも、本日の一般質問の内容をお伝えしてまいりましたが、質問が町民の皆様にとってより有意義な内容となりますように頑張りたいと思いますし、今回は1年生議員として最後の一般質問にもなりますので、よろしくお答えをいただきますようお願い申し上げまして、件名1にございます「こどもの交通安全について」の質問に入りたいと思います。

4月4日に行われた小学校の入学式のすぐ後でした。町民の方から、御代田には

子どもが横断歩道を渡るときに持つ黄色い旗がほとんどないといったご意見を頂戴いたしました。

同時に、入学の時期は、横断旗の入れ物で旗がひらひらしているだけでもドライバーは注意するんだから、ちゃんとやったほうがいいんじゃないかと。軽井沢は、この時期になると新しい旗があちこちにあって、それを見て気がついたんだと。

このようなお話をお聞きしまして、申されるとおりだと感じましたので、翌日に早速、町内の小学校周辺をぐるぐる見て回ったんですが、南小やその周辺、例えば楓ヶ丘の交差点や幼稚園、保育園などが近い交差点などには、数か所に黄色い新しい旗が刺さっていましたが、北小の周辺には一本もありませんでした。どうしてなのでしょう。理由を聞かせてください。

○議長（荻原謙一君） 内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） お答えいたします。

森泉議員からご質問のありました横断旗につきましては、主に児童など歩行者が道路を安全に横断するために使用する小型の旗であり、通学路や横断歩道付近に設置され、歩行者が自らの存在を運転者に知らせ、安全に道路を横断できるようにすることを目的としております。

ご指摘あったとおり、現在、南小学校周辺や幼稚園、保育園が近接する交差点などには横断旗が8か所設置されておりますが、北小学校周辺における設置箇所はありません。

通常、横断旗が不足した場合には、教育委員会や地域住民の方々から連絡をいただきまして、佐久交通安全協会御代田支部において購入し補充を行っております。

なお、北小学区における横断旗の設置状況について北小学校に確認したところ、「同校では児童に対する交通安全指導の一環として、横断歩道を渡る際は左右をしっかり確認して手を上げて渡る。そういったことを基本的な指導をしております、横断旗を使用している交通指導は実施していない」とのことでした。

また、南小学校においても同様の方針でありまして、横断旗は使用せず、児童が自らの意思で安全を確認しながら横断することを重視した指導を行っております。

これらのように、学区・学校における交通安全指導の方針によって、横断旗の使用状況には差があるということをご理解いただければと思います。

なお、横断旗の設置につきましては、主に車両の交通量が多い交差点を中心に設置しており、設置の経緯としましては、地域の区であったり、P T Aからの要望に応じて対応してきたものでございます。

また、設置時期が古いものの中には、地元P T Aが独自に横断旗を購入して設置された例もございます。

以上になります。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） 「両校とも指導はしていないから、子どもは旗の使い方が分からない。だから北小にはない。けど、南小側には旗がある」という説明今されましたけど、なかなかこれ理解、難しいと思っています。

この一般質問を通告した直後から、街中の交差点や横断歩道にすごい勢いで横断旗が置かれ始めて、ありがたいんだけど、後手後手なのは、これ困ったものじゃないかと思っていたんですけど、言われてからでもやってもらったことには感謝申し上げたいと思っていましたが、先ほどの答弁にもあったように、佐久交通安全協会御代田支部が購入して補充を行ったということです。

それでは、今回何のために街中のあちこちに横断旗（おうだんばた）を……、しません、その前に、課長、横断旗（おうだんき）と呼ばれていますけども、それが正確な呼び方らしいです。横断旗（おうだんばた）は、僕の周りの方は横断旗（おうだんばた）という呼ぶ方が多いので、横断旗（おうだんばた）と呼ばせていただいていますけども、横断旗（おうだんばた）を街中のあちこちに設置した、何のために設置したのか、これをお答えいただきたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） 議員の今質問にあったとおり、さきにこの質問をいただきまして、現在、どこの場所に横断旗が設置されていて、旗の補充の状況などはどうなのかということで、事前に点検に回りました。そうしたところ、旗が少ないところには補充をして、そこは南小学区になります。それで、北小の学区に入ってみたところ、北小学区のほうには一つも設置されていない状況だったと。その中で、旗がやっぱりあったほうが交通安全上いいんじゃないかと判断しまして、その中で北小学区のほうでも3か所、旗の補充と、あと新たにつけたところがありまして、合計

3か所に設置したものの、そういった経過でございます。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） 今回設置された横断旗ですが、現段階で北小側だけ撤去されているようなんですけども、どうしてでしょうか。お伺いたします。

○議長（荻原謙一君） 内堀総務課長。

（総務課長 内堀岳夫君 登壇）

○総務課長（内堀岳夫君） お答えいたします。

先ほど北小学区に3か所設置したということで答えたんですけど、旗を設置されたことによりまして、児童が旗を持って渡った後にまたその旗を返しに行ったり、旗を持って遊んでしまうといった、使い方に際して混乱しているといった状況が、見守りボランティアの方からそういったことを伺いましたので、北小学校に行ってそういった状況も確認しました。その中で、先ほどの交通安全指導の状況なんかを伺いました。そしたら、旗を使ってないということが分かりました。

それで、最初の質問の中にもちょっとあったんですけど、南小学区においては地域の区やPTAの要望がありまして、それぞれの様々な経過で交通安全協会のほうで設置したということが分かりました。それも、旗を自分たちで置いた後にそういったことが分かったんですけど、そうした中で、今回、自分たちで点検のつもりで回って先に置いてしまったんですけど、やっぱり区の状況やPTAの要望なんかもしっかり確認した中で設置していかないと、今回のような使い方に際して混乱してしまうような、そういった状況が起きるんじゃないかと思ひまして、そういったことをしっかり把握して今後整備していくのがいいんじゃないかということで、今回は考えまして、一旦設置したものを今回撤去したという、そういった経過になっております。

そういった状況、つけたり外したりといったことが起きてしまいまして、先にこういったことをしてしまったのは本当に申し訳なく思っております。すいませんでした。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） 今、申し訳ないというお話がございました。交通安全協会にしたって、町にしてもそうですけど、子どもの安全のためになると思ったからお金を出して買って配ったんじゃないですか。だったら、町も交通安全協会も設置してから

1週間や10日でやっぱり撤去しますというのはおかしいですよ。安全のために設置した横断旗を撤去したということは、これ、もともと旗の目的が一般質問対策であって、安全性を考えた行動じゃないっていうのを証明しちゃったようなことになります。

僕のほうにも先ほどご説明あったように、北小側で子どもが旗を持って行ったり来たりしてしまうというような、ちょっと遊んでいて危ないということで撤去したというお話がありましたけども、これ、目新しい横断旗がそこにあれば、子どもが遊ぶのは当たり前のことじゃないですか。

危ないって言われたから撤去するのって、雨降ってきて、雨降っている日に傘持ってきたら、傘は危ないと言って次からは持ってこさせないなんてことはないわけですよ。だったら、一度設置したんだから、町も交通安全協会も設置した責任を持つべきなんじゃないか、僕は思います。言われたから撤去するなんていう一番簡単な方法に向かう前に、横断旗の使い方を子どもに教えてあげようって考えるのが教育なんじゃないでしょうか。

ちょっとこれ具体的な話にしたいくて、準備してきたんですけど、旗を配るだけなら安全性の配慮かなっていうふうに思えたんですけども、そもそも子どもの安全のための横断旗を大人の事情で設置したり撤去したり、これ入り口がおかしいんです。子どもが置き去りになっています。子どもから見れば、何で旗が出てきたのに急にまたなくなっちゃったんだろうって。横断旗は悪いものか何かだと思っちゃったらどうするんだろう。子どもたちに何て説明するのか。

この質問は、町民の方が子どもの安全を願う気持ち、そこから生まれてきたものなんですけども、ちょっとこの場でこれ以上先に進められないと僕は思います。無理に進めてもちゃんとした議論にならないと思うんです、入り口が違いますから。なので、横断旗の設置が歩行者の安全を大前提にしたものだという基本的な理解がちゃんとできて、話合いのテーブルに載せることができるようになったらそのときは教えてください。そのときにしっかり議論しましょう。

非常に残念で不本意ですけども、この質問はこれで終わりにいたします。

次の質問に入ります。

今年度から新たに加わった政策推進課で行う業務についてお伺いしていきたいと思っております。

まずは、政策推進課の主な業務の一つに、広聴機能の拡充というのがあるところのような説明を受けましたが、業務の内容や広聴の方法などをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 木内政策推進課長。

（政策推進課長 木内一徳君 登壇）

○政策推進課長（木内一徳君） それでは、お答えします。

今まで町としての広聴業務は、町長が様々な会合などにおいて直接町民の方々からご意見を聞き、それを各担当に下ろしていくということがほとんどで、町全体として幅広く町民の皆様からご意見を聞き、町政に反映させていくいわゆる広聴が進んでいない状況でありました。

このようなことから、まずは町として幅広く町民の皆様からの声をしっかりと聞いていくということを柱として、政策推進課を中心に広聴業務を進めていきたいと考えています。

広聴業務を進めていく上では、町民の皆様からの多様な声を効率的に収集していき、その真意や本音、本音のデータを蓄積させ、物事を特定のパターンやタイプに分類や整理をし、政策に反映できるかどうかについて検討していきます。

また、広聴の機会を設けていくことで、町政への関心を高めてもらえるよう進めていきたいと考えています。

現在計画している広聴の主な業務は、一つ目として、毎月発行される広報やメールや町のホームページにおいて、町民の皆様からご意見を募集します。

二つ目として、町長や政策推進課の職員が地域に出向き、地域懇談会のような形で直接ご意見を伺えるような機会を設けていくことを検討しています。

まずはこのような形で広聴業務を進め、少しずつ業務の幅を広げていき、町民の皆様からの貴重なご意見をいただく機会を増やし、町と町民の皆様が一体となったまちづくりを進めていければと考えています。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） 二つ目の地域懇談会のような形であれば、会話するだけでも直接声が入ってくるので、すぐにでも進むと思いますが、広報やまゆりから声を拾っていくというのは、これ、仕組みも含めて結構大変な作業になると思います。

媒体を使って広聴を進めるということについて、もう少し具体的な内容をお聞かせください。

○議長（荻原謙一君） 木内政策推進課長。

（政策推進課長 木内一徳君 登壇）

○政策推進課長（木内一徳君） お答えします。

現在、5月26日付で既に発行している広報やまゆり6月号で広聴業務を始めました。今回は、町の公共交通をテーマに、町民の皆様からご意見を募集しています。

募集方法は、現在町で導入している電子申請システムの一つであるL o G oフォームを活用してご意見を募集しています。L o G oフォームとは、民間事業者が提供する自治体専用の電子申請サービスでございます。町では、行政手続やイベント、講座などへの申込み予約、町民アンケートなど、町民の方が窓口に来庁することなく、オンラインで申請できる手続を増やすため、令和7年4月から導入・運用しています。

その他の方法として、政策推進課の窓口を用意している様式にご意見をご記入いただき、その場で提出もしくは郵送にて提出する方法や、ホームページでもご意見を募集していますので、ホームページに添付している様式にご入力いただき、政策推進課の窓口もしくは郵送にて提出する方法を取っています。

ご意見の募集方法についても、まずはこのような形で業務を進めていきたいと考えていますが、議員おっしゃるとおり、広報やホームページからご意見を収集していくことは簡単なことではないと思いますので、先進地などへの行政視察などを通じて、先進的な事例を参考にしながら、業務の幅を広げていきたいと考えています。

ちなみに、5月26日付で発行した広報やまゆり6月号では、現時点で3人の方からご意見をいただいております。いずれもL o G oフォームを活用して回答していただきました。いただいたご意見は今後、広報やホームページで公開していきたいと考えています。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） ありがとうございます。政策推進課が行う広聴については、町民の皆さんにもおおむねご理解いただけたのではないかと思います。

課の役割としては、広聴機能に加えてふるさと納税の関連業務や秘書機能も含ま

れると思いますし、政策推進については、役場内を横方向に動く必要もあるのではないかと、このように思っております。

新たな部署として期待も大きいと思いますので、職員の皆様には、それぞれの経験を基にお力を発揮していただいて、ご活躍されることを希望いたしまして、本日最後の質問に入りたいと思います。

ここでは、20年後の御代田町で生活する方々のために、どのようなインフラ整備をしていくべきかを話し合うことこそが、最大の足元の課題として捉えるべきではないのかと、このような考えに至っております。

ですので、件名との関連性について、誤解のないようお願いいたします。

それから、得意分野では、どうしても専門用語が多くなり過ぎたりすると、町民の皆さんに分かりにくくなるので、気をつけたいと思いますけれども、20年後を考えるためには、まずは20年の振り返りをするべきだと、このように感じております。

個人的には、あと20歳若かったらなと思うことがあるんですけども、こればかりは取り返しがつきませんで、取り返しはつかないけれども、あのときのあの出来事があったから今の自分がいるわけで、今振り返ってみればこそ理解できるものがありますので、これは町も同じだと思うんです。

だからこそ、我々議会は、今日の前のことだけを見て物事を判断するのではなく、先人の皆様はどのようにして判断され、どのようにこの町をつくってこられたのかなど、学んでこそその判断が求められるものであると、このように感じているわけですが、町の歴史を語る上で、最も長く御代田町をご覧になられてきた荻原副町長は、過去の20年、特にインフラ整備について、どのように振り返られるのか、ご説明をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（荻原謙一君） 荻原副町長。

（副町長 荻原春樹君 登壇）

○副町長（荻原春樹君） それでは、お答えをいたします。

今回、森泉議員のご質問は、「建設水道を巡る足元の課題について」と題した中での過去20年のインフラ整備の振り返りは、ということではありますが、まずは、町全体を通してのお答えをさせていただければと思います。

また、今回は、平成16年度から令和5年度までの決算数値を用いての答弁とな

っておりますことをご容赦いただきたいと思います。

まず、町普通会計における20年間の投資的経費決算額につきましては、総額211億4,000万円ほどになっております。この内訳は、203億700万円が普通建設事業費で、8億3,300万円、こちらが災害復旧費となっております。

また、普通建設事業費のうち112億6,400万円が補助事業費で、89億1,300万円が単独事業費となっております。

普通建設事業費203億700万円につきましては、町普通会計総決算額の15.9%に当たり、この間、決算額の年平均額は10億1,500万円でありました。

普通建設事業費の多かった年度を申し上げますと、最多が中学校建設やまちづくり交付金事業を行った平成22年度の27億8,000万円、2番目が役場庁舎建設事業や都市再生整備事業を行った平成29年度の24億7,400万円でありました。

次に、主な事業について申し上げます。

まず、小学校関係の事業費といたしまして、平成17年度に南小学校の造築事業を、平成20年、21年度には両小学校で耐震補強工事業を、また、平成25年度には北小学校、翌26年度には南小学校で大規模改造事業を実施いたしました。

中学校においては、何といたっても平成20年度から23年度にかけて、中学校及び共同調理場の建設事業を実施いたしました。

役場庁舎関係は、平成26年度の用地取得から始まり、令和元年度の旧庁舎解体まで、6年間にわたり役場庁舎建設事業を実施しております。

この中学校建設及び役場庁舎建設につきましては、一時的に必要となる多額な一般財源に対応するため、計画的に建設基金に積立てを行い、極端に大きな財政負担をかけることなく事業実施ができたものと考えているところでございます。

産業経済課の土地改良事業におきましては、国からの交付金を活用しまして、平成18年度から令和3年度まで、雪窓湖の整備と抜井地区及び児玉雨池地区の用水路の改修事業を実施いたしました。

また、平成21年度から25年度に塩野下藤塚地区の空掘りの整備を実施したところでございます。

最後に、ご質問の建設水道課の事業についてであります。初めに普通会計以外

の公営企業会計の事業について申し上げます。

平成3年度から事業を実施してまいりました公共下水道事業における管路施設工事は、平成21年度で補助事業としての主な管路工事はおおむね完了しまして、これ以降は新築家屋に係る管路工事や公共ますの設置工事が主なものとなっております。

平成16年度から21年度までの管路工事は平均で5,487mを、22年度から令和5年度までは平均233mの工事を施工しているところであります。

また、浄化管理センターにつきましては、処理設備の増設事業を平成21年度から23年度まで実施したことによりまして、これ以降においては長寿命化に係る事業が主なものとなっております。

平成26年度に二つの簡易水道事業を統合し、公営企業法を適用した上水道事業に移行しました御代田小沼水道事業につきましては、統合した26年以降、老朽管の布設替え工事を中心に、平均して800m弱の工事を計画的に実施してまいりました。

次に、道路関連事業であります。平成16年度から20年度までの5年間は、町道の維持工事が主なものでありましたが、公共下水道事業の管路施設工事のめどが立ったことから、平成21年度から25年度まで第1期のまちづくり交付金事業を、平成26年度から30年度には第2期のまちづくり交付金事業として都市再生整備計画事業を実施し、この間、しなの鉄道を横断する栄橋の架け替えや歩道新設など、道路改良を行った御代田停車場線、同じく歩車道の改良等を行った雪窓向原線、上小田井雪窓線、児玉荒町線など、多くの幹線道路を整備いたしました。

このほか、平成21、22年度には、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用した道路整備や、平成24、25年度には交付税措置率の高い緊急防災・減災事業債を活用した、町単独の道路整備事業を実施いたしました。

小園町長就任後の令和4年度からは、3億円事業として、これまでなかなか手の届かなかった生活道路まで含めた町単独の道路整備事業を起債事業として開始いたしました。

また、補助事業においても、それぞれの工区に合った国の補助メニューに目を向け、事業実施に至っており、特に令和5年度から御代田佐久線から西軽井沢地区に通じます東原西軽井沢線や駅前5号線など道路改良を中心に行う都市構造再編集中心

支援事業、こちらに着手をしたところです。

以上のとおり、インフラの整備の20年、振り返ってみますと、おおむね適切な時期に事業展開できたものと考えておりますが、ただ一つだけ個人的な私の反省点を述べるといたしましたら、一昨年度からですか、令和5年度から始まっております東原西軽井沢線について、もう少し積極的に早期に着手できるよう取り組むべきではなかったのかと感じているところでございます。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） これまでの20年間のインフラ部門というものを、分かりやすくまた具体的にご答弁いただきました。

今振り返ったインフラの歴史と、現在の環境を考慮した長期的な人口の増減要素と、人口減少期に向けた計画的構想の必要性についてお聞きしていきたいと思っております。

当町では、今から約5年後の令和12年以降、人口が減少局面を迎えるといった推計の報告を受けておりますが、令和12年から人口が減るのか、それともまだ増えるのかについては、町民の皆さんも気になる場所だと思います。

現状の人口増加傾向や、民間の宅地造成の影響などを鑑みた上での、町の人口についておおむねどのように予想されているのか、人口減少へのターニングポイントを、さらに10年、15年へと先に引き延ばすための施策は今後も強く求められると思っておりますが、仮に逆に人口が減った場合の対応で、町側として現段階で何か計画的に考えられていることがあれば教えてください。

○議長（荻原謙一君） 小林企画財政課長。

（企画財政課長 小林 靖君 登壇）

○企画財政課長（小林 靖君） お答えいたします。

令和6年10月1日時点の日本人の人口は、1億2,029万6,000人で、前年に比べ89万8,000人、率にして0.74%の減少となっております、13年連続で減少ということでございます。

当町の人口はといいますと、減少社会においても、社会増により増加を続けております。今月6月1日時点で1万6,847人まで増加し、過去最高の人口となっております。

しかし、現在の社会情勢において、人口増加が続く当町においても、将来的に人

口減少期を迎えることは避けて通れないと考えております。

なお、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研と言われるところの推計では、令和12年以降は減少局面に入ることが予想されております。

現状においては、当町の人口の増加率は、国立社会保障・人口問題研究所の推計をおよそ2%程度、300人程度ですが、上回っているため、このままいけば減少局面は後ろ倒しになる可能性がございます。

町では、令和5年3月に立地適正化計画を策定し、医療・福祉施設、商業施設や居住がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民がこれらの生活利便施設に円滑にアクセスできるなど、安心して健康で快適な生活環境を実現することや、財政面や経済面において持続可能な都市経営を可能とする、いわゆるコンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づくまちづくりを推進しております。

また、現在、策定作業を進めています第6次長期振興計画及び第3次総合戦略においても、社会情勢と町の現状をしっかりと分析し、計画に反映をさせていきたいと考えております。

以上です。

○議長（萩原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） 最大の課題は、人口減少社会をいかに計画性を持って迎えるかだと、このように感じておまして、あえて人口が減るといふ未来にしっかりと向き合うのが町の役割であって、御代田町は、気がついたら過疎化していたというような多くの自治体とは別な方向に進むべきですから、答弁にもあったように社会情勢と町の状況を、現状をしっかりと分析して計画に反映させていただきたいと、このように考えております。

次に、人口減少社会と20年後の建設水道への考えについてお聞きしたいと思います。

主には道路整備に触れないわけにはいきません。もう少し古い話をすると、私は御代田町で生まれて50年以上ここで暮らしていますが、子どもの頃は町中砂利道だらけで、幹線道路ですら舗装がかかっていたところも多かった。そう考えると、先人の皆様は、たった50年足らずでほとんどの町道を舗装路に変えてきてくださったからこそ今の町道があるわけですがけれども、道路整備についてご提案申し上げたいことがございます。

小園町政には、町単3億という道路整備事業の公約がありまして、財源の裏づけまでお持ちなわけですけれども、今年の豪雨災害の復旧も残されておりまして、国庫補助事業も少なくないわけだし、町民にとっても政策の実行はありがたい限りなんですけれども、令和6年度から7年度への繰越しは土木費だけでも5億2,951万円、これには用地補償などの費用も当然含まれているわけですけれども、建設係単独の工事ベースで見ても1億5,000万円以上の繰越しを確認しているわけであります。

ちなみに2年連続での大幅繰越しになっておりまして、これが5月15日現在、建設系の現場数は24件、このうち着工済みのものが5件、いずれも130万円を超える入札に関わるものだけでこの件数ということになります。

加えて、それ以下のものは現場と見なされないのかといえ、そんなことはなくて、係としては小回りを利かせる分手間が取られることにもなるわけです。

町民の皆さんの目に見えている工事中の現場だけじゃなくて、目には見えない用地の交渉中だったり、測量や設計中だったり、積算中だったり、全て合わせて24件ということで、これを監督職員2名と補助職員1名、計3名の技師で見ていると。そこに積算の補助として1人加わっているわけですが、単純に割っても1人当たり6件、監督職員でいえば1人当たり12件の現場を持っていることに加えて、先ほどの130万円以下の現場もあると、こういうことになります。

全体で100億近い予算の2割にも及ぶ事業を執行する現場担当を、2人、3人のスタッフで回すためにはどうやればいいのか。今の建設水道課の特に技師への人的要素をご覧になって、やれる理由とやれない理由、どちらが多いかということなんです。

決して整った状況じゃないように見えますし、繰り越すことの全てが悪いとは申し上げませんが、来年度への大幅な繰越しを積み重ねることになるんじゃないかと、このようにも感じています。

一方で、逆に繰り越さなければならない場面もあるし、特に用地交渉を含む場合ってというのは、相手もいることですから、四角四面に年度内に予算を使い切ることにはできないわけだし、工事発注の平準化だとか、それから材料の遅れなど、全てを年度内に収めることが逆に難しいものであることは理解しておりますが、大変ご苦労されている時代なのではないかと、このようにも感じております。

そこで、このような事業費の繰越しに対して、担当課的にはどう感じておられるのか、まずはお尋ねしたいと思います。

○議長（荻原謙一君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

現場管理については、昨年度の8月豪雨災害の影響もあり、前年度繰越事業や、本年度計画する事業などの工事発注件数に対して十分な発注体制を構築できている状況ではありませんが、長野県建設技術センターの発注支援業務として委託をしながら計画的に事業を進めています。

また、本年度から維持管理係が新設され、スモールスタートとなりますが、課題となっていました町道の草刈りや、街路樹の手入れ、側溝清掃などを維持管理係が担当し、建設係に関わる負担が軽減されております。

本年度予定する道路新設改築に係る事業費は、前年度からの繰越額5億1,800万円と、本年度予算額11億3,000万円をあわせまして、全体事業費は16億4,800万円を予定しております。

この内訳は、委託費2億6,000万円、契約済みが1,900万円、工事費11億4,600万円のうち、災害復旧工事費を含め契約済みが1億5,200万円、用地補償費2億9,600万円のうち契約済みが1億5,900万円、契約または完了している業務は全体事業費のおよそ20%となります。

工事に携わる技術職員は、係長を含め5名、用地交渉に関わる職員3名の体制で進めているところです。これまでの交渉により、事業用地の取得にめどがついたことから、本年度より東原西軽井沢線の新設工事と、電線共同溝設置工事に着手してまいります。

また、谷地沢大塚線や三ッ谷清万線の歩道整備に伴う道路改良工事についても、引き続き実施してまいります。

栄橋南側の駅前5号線と小田井追分線については、一部の用地取得に伴う契約が締結し、残る用地についてもおおむねご理解をいただいております。こちらの道路は、土地の引渡しが令和8年3月を予定しておりますので、令和8年度に工事を予定しております。

道路事業を円滑に進める上で重要なのは、土地所有者や利用者の理解と協力が不

可欠であり、用地や樹木など工作物の影響とその補償方法、また道路の計画高など、完成をイメージした丁寧な説明が必要となります。ご協力をいただくまでに、幾度となく協議を重ね、時間を要する場合もあり、交渉が複数年度にわたることも少なくありません。

また、工事の工期設定の基本的な考え方として、工事の目的物の品質の確保はもとより、工事の安全性や経済性などの確保に配慮し、工事の規模や難易度、地域の実情などを踏まえ、適切な工期を設定する必要があります。

建設工事に携わる人手不足や建設資材の多くが受注生産となっているため、労働者の確保と建設資材の調達などに時間を要すること、また、継続的な担い手の確保を図るため、建設現場の働き方改革により週休2日工事を実施していることから、発注時期、工事の規模によっては複数年度にわたる場合もあり、債務負担行為による工事発注を取り入れていく必要があります。

このようなことから、年度当初からの予算執行に努めるとともに、単年度完成を目指し、適切な工期設定を踏まえた予算要求を行ってまいります。

以上です。

○議長（萩原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） とはいえ、今の状況が予算を消化することが目的になっちゃっていて、きちんと係の体制が整う前に店だけ広がり過ぎちゃっていて、本来求められるはずの丁寧な仕事をするっていう公共事業としての使命を達成するのが難しい環境だと思える現場もあるわけです。

実際に丁寧さに欠けているなと感じた具体的な例をご紹介します。

町民建設経済常年委員会では、3月の定例会中に中籠西駒込線の現場視察を行いました。私、以前から一般質問や委員会でも道路の長寿命化について2度、3度、4度と質問や言及をしてきましたけれど、その都度、「おっしゃるとおりです」、「よく分かります」、「そのように進めたいと思います」といういい返事が返ってまいりました。

中籠西駒込線の完成現場を視察して、少しがっかりいたしました。アスファルトは打ちっぱなしで、舗装止めもしていないわけです。

これまで、道路幅がもたらす長寿命化についての説明をさせてもらってきましたけれども、舗装端、舗装の端の構造物が舗装寿命を延伸させるなんていう基本中の

基本については、プロ集団でおられる建設水道課なら当然ご理解いただいていると
思っております。

何度も言ってきましたけども、町側が言う10年っていう舗装の修繕サイクルを
さらに15年、20年と引き延ばそうと思えば引き延ばせるんだから、そのための
計画や設計にしていかないと、いつまでたっても係は忙しいままだし、予算も必要
になるわけです。

道路が増えれば、その分維持管理も増えます。すぐにメンテナンスが必要になる
ような設計は、今は利便性が上がっても、未来にメンテナンス作業を残すことにな
るんだから、長寿命化につながる設計が必要だということになるんです。

また、今年度からできた維持管理係、時々見かけますけれども、頑張っています
よね。でも、ここには技師はいないようだから、ある程度の規模になれば自分たち
で工事を完結することができないわけなんだし、その場合は結果的に建設係が工事
をやることになるんだし、職員の数にだって限りがあるんだから、舗装をかけて道
が黒くなって、白線を引いてきれいに見えれば、今はそれで満足できるのかもしれ
ないけれども、舗装止めに地先ブロックぐらい入れとかないと、あれじゃあ雨で地
盤が緩んだ日に車が舗装の端っこ通ったら、アスファルト舗装なんて10年どころ
かすぐ壊れちゃいますよ。

人口が減少したときの、仮に20年後の御代田町には、底力はあるのかもしれな
いけれども、今のような潤沢の予算をつけることっていうのは、これを裏付けるこ
とって難しいわけですよ。なので、その時代に御代田町で暮らす町民に残すべき
インフラとして今配慮するべきなのは、構造物の長寿命化とメンテナンス性能であ
って、将来的にできるだけお金がかからないように考えるべきというふうに考える
べきだと思います。将来を生きる町民の方々に、後からお金がかかるかもしれない
けど、頼みますねってわけにはいかないですよ、人口減るんだから。

このように考えますが、道路の長寿命化に向けた町側としての認識をもう一度き
ちんとお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（荻原謙一君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

アスファルト舗装の設計期間は10年とされていますが、交通量や自然環境など

により耐用年数は大きく変わります。

これまで道路の長寿命化に向けた道路新設や改築に伴う道路設計の考え方として、次に舗装を打ち替えるまでのサイクルが、大型車交通量の多い御代田佐久線のような主要な幹線道路は20年、大型車の交通量は少ないが普通車の交通量が多い幹線道路を30年、そして生活道路は40年以上となるように道路設計を考えてまいりました。

道路の設計基準は、道路構造例や道路法など様々な法令や規則によって定められています。これらの基準は道路の安全性や快適性、効率性を確保するために設けられており、それらを基に道路新設・改築を進めてまいります。

アスファルト舗装の劣化は複合的な要因によって引き起こされ、主な原因として雨水・地下水による水の影響や車両通行時の輪荷重、寒暖による温度変化、時間とともに硬度や弾性が低下する経年劣化による疲労が複合的に左右することで、ひび割れ、沈下、わだち掘れなど損傷が発生し、舗装の端部が弱くなると損傷が進行しやすくなります。舗装の端部を適切に処理することで、舗装の流動性を防ぎ、舗装の強度や耐久性を持続させることにつながります。今後、道路幅員が確保できないような道路設計を行う場合は、設計段階から取り入れていくことが必要と考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） インフラとは、設計によって構造的な寿命が変わりますが、先ほどのように新設道路でも舗装の端が強化されていないものもあったわけです。

設計の自由度の高い町単は、特に慎重に進めるべきだと思いますし、急ぐべきではありません。20年先を考えた場合、丁寧な工事でも工事発注も、部局が整って初めてできるものであって、これ、マラソンでいえば、今がスタートの地点だとすれば、42.195キロを走り切っちゃった後にフライングに気がついたって遅いわけだし、その間に体力も使い切っちゃっているわけだし、それこそ取り返しがつかない結果になるんじゃないでしょうか。

それから、町内の複数の建設業者からは、人手不足に加えて民間工事が多忙な状況だということも直接聞いています。町内企業に工事を請負ってもらおうということは大前提で進めているわけなんですから、受け手がいないところに発注はできな

いですよね。こういった担当側の体制だけではなくて、町内企業の現状など総合的に判断したときに、今、一步進むところを半歩にとどめて、より丁寧な設計と丁寧な仕事を行う方向に予算を向けることが、長期的に使用可能なインフラ整備につながることは分かっていることだと思いますので、建設水道課の事業を止めるのではなくて、今はあえてブレーキを踏んで減速させることは、決して20年後の町民益を損ねる理由にはならないと考えますが、町側はどのように対応するのかお尋ねいたします。

○議長（荻原謙一君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

公共工事は、町民の生活や経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして、社会経済上重要な役割を担っており、その品質は現在及び将来の町民のために確保されなければなりません。建設事業においての高齢化と担い手不足は、熟練労働者から若い担い手への技術指導や技術・技能の継承が問題となっております。

御代田町建設業協会をはじめとする建設業者は、当町と災害協定を締結しており、災害時の迅速な復旧が人々の生活の安定や経済活動の再開、社会機能の回復など重要な役割を担っていただいておりますが、諸問題を抱えている建設業者は少なくありません。公共工事に携わる担い手の確保及び育成は、町技術職員においても同様であり、専門知識や技術の習得、経験の蓄積など育成にはどうしても時間がかかります。現在、大型事業を進めていることもあり、事業費が膨らんでいます。

長野県技術センターにおいても技術職員の確保に苦慮しており、受託件数にも限界があり、町技術職員の採用もさらに進めていく必要があります。

今後、20年後のあるべき姿を創造し、町民益を損なうことがないように、国庫補助金を活用した幹線道路の整備と、町単独で行う道路整備のバランスを取った上で、職員体制に見合った事業の執行が必要と考えております。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。

○4番（森泉謙夫君） 職員体制に見合った事業の執行が必要とお考えをお持ちということで、今後、より丁寧で長寿命な道路整備に期待が持てるご答弁であったと感じております。

同時に、現場数と職員数、また職員の体制づくりにおける課題について、何かお考えはございますでしょうか。

○議長（荻原謙一君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

技術職員5名、用地職員3名の体制で進めておりますが、経験という面では浅いところがあり、担当者が受け持つ現場数が職員によって偏ってしまっています。工事の大小に限らず、現場を数多く経験してもらうことも大切で、職員への負荷が課題とならないように、業務の平準化と計画的な道路整備に努めてまいります。

以上です。

○議長（荻原謙一君） 森泉謙夫議員。森泉謙夫議員に申し上げます。制限時間が近づいていますので、まとめてください。

○4番（森泉謙夫君） ぜひ丁寧な仕事を行って、できるだけ長期的に使用できるインフラを整備して行ってほしいと思っております。お願いいたします。

まとめということですので、私は4年前、2021年9月から御代田町の議員として、町民の皆様から負託をいただいたものでございます。当選後、初の定例会を除き、その後全ての定例会で一般質問をしてまいりました。

私にとって一般質問は、このように登壇する場面以上に、町の状況の確認や調査などを行わせていただく中で、その聞き取りなどでのやり取りが、それこそが本当の意味での議論の場であって、町側の多くを学ばせていただき、自分を育てていただけた場であったと、このように感じております。

また、私が、町民の皆様方をはじめ、町の職員の皆さんや関わっていただいた全ての皆様にお聞きしたいのは、私、森泉謙夫の1年生議員としての活動は、皆様にとっていかななものだったのでしょうかということなんです。先輩議員もおられる中で、持論を述べることは僭越ではございますが、私は民間人としての仕事もしております。仕事には自信を持って向き合うように心がけていますが、不思議なもので、議員の仕事というのは自分では評価ができないものなんです。いつでも自分が出した結果を51対49として捉えるべきであって、全ては町民の皆さんからの評価にほかならないわけだから、だから自分で分かるようなもんじゃないんだということに気がつきました。

だからこそ、交差点や駅前などで街頭演説をやったりして、町民の皆さんの反応や声が聞きたくなったというのもあるんですけども、以前にもお伝えしましたが、私は褒めてもらう言葉より、お叱りいただく言葉のほうが自分を育ててくれると感じておりまして、お叱りにもいろんな表現がございますが、特に街頭演説の場などで面と向かっていただくお叱りは、そのときのハートの折れ方は半端ないんですけど、立ち直るまでに必死で考えること自体が一步の大きな前進につながると思っています。

任期中、これが最後の一般質問ということになります。私の一般質問が、この先の未来を生きる子どもたちのために少しでもお役に立てるものであったと感じていただくことができたのであれば、ぜひこの先も私にお叱りの言葉をかけ続けていただきたいと思います。

最後に、町の議員にとって町民益に勝る結果はございません。先人の皆様は、今この瞬間を生きる私たちのために考え、判断し、行動し、つくり上げてきたこの御代田町のように、どれだけ先の未来に向けた町民益を求めるかが、先人の意思を受け継ぐ者に課せられた使命であるということ、そして、先人の皆様は、人口が増える時代を生きてきたということの一方で、我々は人口が減る時代を想像してそこで生きていくということ、これは、私はこれをここへ持ってくるのが政策だとすれば、同じここにゴールがあるんだったら、こう回ったりこう回ったりしながらここへ持っていったほうがいいんじゃないっていうことを、意見をぶつけ合うのが政策論争だと思っています。

ならばなおのこと、今、政策論争を充実させることが、より長期的な未来の町民益につながり、そして、子どもたちの未来を考える議論に終わりはないということに加え、御代田町のために私にお叱りをくださる皆様方からのご高配への心よりの感謝を申し添えまして、私の一般質問の全てを終わりいたします。4年間ありがとうございました。

○議長（荻原謙一君） 以上で、通告4番、森泉謙夫議員の通告の全てを終了します。

これにて、本日の議事日程を終了します。

明日は、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時25分